

地域における経営体育成の フォローアップ				
農地利用集積円滑化に必要な 活動	① 農地利用集積円滑化事業 PR（ヒラ2,000部作成） ② 農地の受け出し手にて 農地の農地利用について 今ア農地の農地利用実 の農地利用調整検討会を 催（3回）	4月～3月		
その他（制度の円滑な実施に 必要な活動）	・ 電算システムの改修等	4月～3月		
集落営農の法人化支援				
合計			5,000千円	

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。  
注2：実施要綱第3の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載して下さい。

別記様式第4号-2別紙

茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳

助成先 B 農業再生協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
農業者戸別所得補償制度の普及 及推進活動	・説明会の開催、普及広報 資料の作成、印刷、配布等	3月～6月	千円	
申請書類等の配布、回収、整理、 取りまとめ、受付の支援	・申請書等の配布、回収 ・申請書等の受付、取りまとめ ・営農計画書の取りまとめ ・改善計画書の取りまとめ 及び市町村への送付	4月～6月	事務等経費 3,000千円  ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・雑役務費 ・消耗品費 ・借料・損料 ・備品費	
対象作物の作付面積等の確認 事務	・作付計画のデータ整理 ・共済データとの突合 ・現地確認	6月～10月		
農業者情報システム入力、集 計事務	・農業者情報及び作付確認 データの整理 ・地域センターへの作付確定 データの送付	6月～10月		
その他（制度の円滑な実施に 必要な活動）	・電算システムの改修等	4月～3月		
合計			3,000千円	

注：他の機関に対して助成又は委託又は委託を行う場合は、助成先・委託先を備考欄に記入すること。

## ② 経費実績の記載方法（各農林事務所）

茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要項第9補助金の交付請求及び実績報告において「農業者戸別所得補償制度推進実績書（様式第2号）」の提出を要求している。一部の補助金について、交付額と経費実績額が同額となっている事例が見受けられた。

例えば、B農業再生協議会に対する補助金の「農業者戸別所得補償制度推進実績書（様式第2号）」は下表のとおりであり、補助金額と経費の合計額が同額となっている。農業者戸別所得補償制度推進事業の経費が補助金額と同額になることは稀であると考えられ、補助金額を超えた経費については「農業者戸別所得補償制度推進実績書（様式第2号）」に記載をしていない可能性もあると考えられる。このような記載では、仮に各協議会で発生した経費が補助金額に満たない場合であったとしても、茨城県では適切に把握することができず、過大に補助金を支給してしまう可能性がある。

### 《意見》

補助金交付額と経費の合計額が一致する可能性は極めて低いと考えられる。補助金額を超過して経費が発生した場合には、「農業者戸別所得補償制度推進実績書（様式第2号）」に自己負担分の記載を求めることにより、経費の実際発生額を報告させるよう市町村に対して指導すべきである。

様式第2号

農業者戸別所得補償制度推進実績書

1 推進計画

別添「茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業に係る年間実績」のとおり

2 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	経費の合計額	負担区分		備 考
		補助金	その他	
1 謝 金				
2 旅 費				
3 庁 費				
4 委託費				
5 助成費	3,000,000	3,000,000		B 農業 再生協議会
6 交付金				
計	3,000,000	3,000,000		

注) 2の区分4, 5の経費の記載については, 交付先を「備考」に記入する。



### ③ 確認検査（各農林事務所）

地域農業再生協議会に対して交付した補助金について、市町村がどのような検査を実施したのか、県は把握していない。県は市町村から実績報告書の提出を受けているものの、県は必ずしも現地に赴いて確認検査を行っているわけではない。

また、茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業は、各地域農業再生協議会が担っており、売買・請負等の契約をする場合には一般競争入札が原則であるが、地域農業再生協議会がどのような契約方法であったのかについて、市町村は必ずしも検査しているわけではない。

《意見》

県は、市町村による検査の内容を理解して、必要に応じて市町村を指導すべきある。

また、地域農業再生協議会の契約方法について、市町村が検査するよう指導すべきであり、県としてもそれを確認検査の過程でチェックする必要がある。

### （3）産地構造改革特別対策事業費

#### ① 指名競争入札の妥当性

当該事業は国補事業であり、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1事業の実施－6事業の施行－（1）施行方法－イ請負施行－（ア）請負方法において以下のように規定されている。

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別記第3号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加するものはなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、都道府県知事に報告するものとする。

したがって、工事請負は原則として一般競争入札によることとされ、指名競争入札は例外的な取り扱いとなっている。

C市茨城農業改革事業補助金においては、補助先がD農業協同組合となっており、設計は全国農業協同組合連合会茨城県本部が実施し、施工は指名競争入札により実施されている。大規模な真空予冷装置の納入実績のある業者が少ないということで指名競争入札としたとのことであるが、「真空予冷装置の納入実績のある業者」に入札参加資格を限定すれば目的は達成されるはずであるし、一般競争入札に付し難い理由が見当たらない。

また、農業協同組合以外の事業実施主体に対する補助金支給による工事施工の契約方法は一般競争入札により実施されていることに鑑みれば、公平性を欠くと考えられる。

【指摘】

一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約は例外的・限定的な場合にのみ実施されるべきであり、事業実施主体が農業協同組合の場合であったとしても、国の規定に基づいて、原則として一般競争入札により実施されるべきである。

## ② 適時適切な入札結果報告の受領

「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1事業の実施－6事業の施行－(1)施行方法－イ請負施行－(ア)請負方法において以下のように規定されている通り、「事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、都道府県知事に報告するものとする。」とされている。

しかし、C市茨城農業改革事業補助金においては、平成24年3月23日に入札を実施し、平成24年3月28日に着工しているが、速やかに「入札結果報告・着工届」が提出されていなかった。実際に「入札結果報告・着工届」が提出されたのは平成25年1月29日であった。

### 【指摘】

C市茨城農業改革事業補助金においては、「入札結果報告・着工届」が適時に提出されていなかった。

茨城県は、補助金交付対象先に対して、国の規定に従って、事務の遂行を適時かつ適切に求めるべきである。

## ③ 落札率の算定方法

D農業協同組合から入手した「入札てん末書」において落札率の記載がある。落札率は落札金額を予定価格で除することにより算定するが、上記の「入札てん末書」においては落札金額を設計見積金額で除することにより算定されている。つまり、落札率の算定方法が誤っており、実際の落札率よりも低く算定されている。

	出荷所増築工事	真空予冷設備増設工事
設計見積金額	188,922,000円	137,100,000円
予定価格	161,000,000円	109,700,000円
決定金額	161,000,000円	94,000,000円
落札率(入札てん末書記載)	85.2%	68.5%
落札率(本来の落札率)	100.0%	85.6%

また、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1事業の実施－6事業の施行－(1)施行方法－イ請負施行－(ア)請負方法において以下のように規定されているとおり、「都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。」とされている。

### 【指摘】

D農業協同組合が作成した「入札てん末書」に記載されている落札率の算定方法が誤っている。

茨城県は、補助金交付対象先に対して、国の規定に従って、正確な落札率を算定するように適切な指導を行うべきである。

## ④ 指名業者の数

当該事業は国補事業であり、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取

扱について」第1事業の実施－6事業の施行－(1)施行方法－イ請負施行－(ア)請負方法において「競争に参加するものはなるべく10者以上指名することとする。」と規定されている。

C市茨城農業改革事業補助金においては、以下のような入札結果となっており、入札参加業者数だけでなく、指名数自体も10者に満たない状況となっている。

	集出荷所増築工事	真空予冷設備増設工事
指名数	6者	5者
入札参加業者数	4者	3者
入札参加条件	茨城県内で入札参加資格のあるAランク以上で、D農業協同組合管内の業者	県内農業協同組合に真空予冷装置の納入実績のある業者

国が「競争に参加するものはなるべく10者以上指名することとする。」と求めていることは、10者以上指名した結果、実際に入札に参加した業者が10者未満となっても致し方ないとしていることであり、指名数自体が10者未満となっても致し方ないと考えているものではないと解する。したがって、指名数を10者以上にすべきであるし、資格要件に適合する業者が10者未満であれば入札参加資格要件を緩和すべきであると考えられる。そもそも、国が原則として要求している契約方法は一般競争入札であり、例外として指名競争入札を採用できるのは、一般競争入札に付し難い場合で、かつ、一定数以上の業者が入札に参加することにより契約に競争性が確保できる場合に限りと考えられるのが妥当である。

また、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1事業の実施－6事業の施行－(1)施行方法－イ請負施行－(ア)請負方法において以下のように規定されているとおり、「都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。」とされている。

《意見》

茨城県は、補助金交付対象先に対して、国の規定に従って、契約の執行を行うよう指導すべきである。

#### (4) いばらきの園芸産地改革支援事業費

##### ① 確認調書の記載（県西農林事務所）

当該補助事業により購入した設備については市町村及び県が検査を実施している。市町村及び県が作成した「補助事業現物確認調書」を閲覧したところ、多目的防災網設備を整備したE事業者及びF事業者の契約方法につき「参加者数3名」の随意契約と記載されていたが、実際には1者随意契約であった。

【指摘】

市及び県が両者で作成した確認調書の内容が実態と異なる事例については、検査が適切に行われていないととられても仕方がない。当該事例では、検査の過程で随意契約理由書まで確認されて

おらず、市及び県による検査が表面的なものに終始していたと考えられる。

実態に踏み込んだ検査を実施し、確認調書を適切に記載する必要がある。

## ② 確認調書の記載（鹿行農林事務所）

いばらきの園芸産地改革支援事業においては、その事業の趣旨から、補助事業者が今後の競争力ある農業を実施することになる設備等の購入を補助するために補助金を支出している。

県は、補助金支出の確認検査として、現地に赴き、現物や購入方法等を確認し、その結果を「補助事業現地（現物）確認調書」としてまとめている。当確認調書では補助事業者の契約方法（競争入札・随意契約等の別）、入札参加者数等を記載することとされているものの、1者応札や随意契約など、特殊な契約方法の場合であっても、調書にはその理由は記載されていない。

《意見》

経営体は、県からの補助金で設備等を購入していることから、その目的達成に最も合理的かつ最小のコストとなるような取引を行う必要があり、県も要領において、事業の効果的かつ適正な推進を図ることを指導体制で要求されている。

補助事業者が行った取引が1者応札等経済的合理性に疑念がある場合には、県はその理由を補助事業者に聴取するなどして合理性を検証し、確認調書に記載するとともに、必要に応じて補助事業者を指導すべきである。

なお、上記の検証過程を記載できるよう、現行の確認調書の様式を見直すことも検討すべきである。

## （5） 財産

### ① 備品の現物確認

財務会計事務の手引(平成25年4月)第6章物品－第1物品事務の概要－9物品の管理等－(3)備品の管理－イにおいて、備品は「毎年1回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定されている。

【指摘】

産地振興課では備品について年1回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。

### 3 販売流通課

#### (1) 6次産業化推進支援事業費

##### ① 実施内容の詳細が不明な再委託費

茨城県農林水産物新商品開発事業では、13 事業者を受託者として採用している。このうち自社栽培米による麴及び麴関連商品の開発事業を受託したA社に対して6,000千円の委託料を支払っているが、A社が提出した業務完了報告書及びその添付資料から確認できる事業費の内訳は次のとおりである。

項目	内容	支払時期等	金額
人件費	B氏の給料（月額200千円）	24年6月分～25年3月分	2,000,000円
	C氏の給料（月額200千円）	24年7月分～25年3月分	1,800,000円
	小計		3,800,000円
開発費	パッケージサンプル作成費	24年8月31日	100,000円
	試作用原材料費	24年9月27日	50,000円
	試作加工費	24年9月27日	100,000円
	パッケージサンプル作成費	24年10月10日	100,000円
	試作用原材料費	24年11月6日	50,000円
	試作加工費	24年11月28日	100,000円
	パッケージサンプル作成費	24年12月25日	50,000円
	パッケージサンプル作成費	25年1月29日	50,000円
	試作加工費	25年2月26日	100,000円
	専門家謝金	25年3月26日	400,000円
小計		1,100,000円	
販売促進費	インターネット等資料企画費	24年8月31日	100,000円
	インターネット等資料企画費	24年9月27日	100,000円
	ホームページ作成費	24年10月10日	250,000円
	ホームページ運用指導費	24年11月28日	100,000円
	ホームページ運用指導費	24年12月25日	50,000円
	ホームページ運用指導費	25年1月29日	50,000円
	ホームページ運用指導費	25年2月26日	100,000円
	インターネット等資料企画費	25年3月26日	100,000円
	ホームページ作成費	25年3月26日	150,000円
	ホームページ維持管理費		100,000円
小計		1,100,000円	
合計		6,000,000円	

以上の事業費のうち、開発費1,100千円と販売促進費1,100千円はすべて業者Dに対する再委託

費である。所管課の担当者によると開発や販売促進を受託者が再委託すること自体は認められているとのことであるが、業者Dが作成した請求書及び領収書に記載されているのは、上記の表の「内容」と同一であり、請求書及び領収書からは業者Dが実施した詳細な業務内容を把握することはできない。

また、A社が平成25年3月31日に提出している業務完了報告書の開発及び販売促進の実績を記載する欄には「通販用サイトの立ち上げや流通卸販路の開拓など量販にむけめどがついた。(平成25年7月より運用開始予定)」と記載されているが、販売流通課を監査した平成25年11月時点においてA社のホームページに通販用サイトは開設されていなかった。

加えて、A社が再委託した業者Dのホームページは平成25年11月時点でその存在を確認することができなかった。

**【指摘】**

所管課は、業者Dに再委託された開発費1,100千円と販売促進費1,100千円に係る業務内容を調査確認する必要がある。

**② 労働保険制度への加入義務**

平成24年度茨城県農林水産物新商品開発事業業務委託仕様書第1条第5項には、「受託者は、雇用保険及び労働者災害補償保険へ加入するものとする。」と規定されている。

茨城県農林水産物新商品開発事業では、13事業者を受託者として採用しており、延べ23名が雇用されているが、うち2名が雇用保険加入者及び労災保険適用者になっていない。なお、この2名は前述のA社に雇用されたB氏とC氏である。

**【指摘】**

仕様書等により労働保険制度への加入が義務付けられている場合には、雇用された者の雇用保険被保険者証にて加入実績の確認を実施すべきである。

**③ 社会保険制度への加入義務**

仕様書等には規定されていないが、受託者が法人の場合、健康保険及び厚生年金保険への加入も必要となる（健康保険法第3条第3項第2号・厚生年金保険法第6条第1項第2号）。

茨城県農林水産物新商品開発事業では、13の受託者のうち12が法人である。この12の法人受託者に雇用された延べ21名のうち11名が健康保険加入者及び厚生年金加入者になっていない。

**【指摘】**

受託者が法人の場合、仕様書等において社会保険制度への加入を義務付ける必要がある。

また、雇用された者の健康保険証にて加入実績の確認を実施すべきである。

**④ 新商品開発の事後確認**

茨城県農林水産物新商品開発事業は、農業法人等が新たに離職者等を雇用し、本県農林水産物を活用した新商品又は農家レストラン、観光農園などの新サービスを開発し、茨城空港や高速道路サービスエリア、観光施設等での販売やサービスの提供を通じて、本県農林水産物の魅力を県内外にPRし、本県農林水産物の振興を図ることを目的としている。

当事業は国の緊急雇用創出事業を活用したものであり、平成24年度をもって終了しているが、

平成 24 年度末の時点では開発等が完了していない案件もある。

開発等が完了していない案件については、受託者が平成 25 年 3 月 31 日に提出した業務完了報告書の開発及び販売促進の実績を記載する欄に「平成 25 年 6 月より量産開始予定」などと記載されているが、所管課はその後の開発及び販売促進の実績確認が不十分である。

《意見》

事業が終了した後であっても一定期間は検証を継続し、その検証結果を別の事業を運営する際に活用すべきである。

## (2) いばらき農産物地産地消推進事業費

### ① 実行困難な実施要領の規定

いばらき農産物地産地消推進事業（地産地消推進員雇用対策事業）実施要領第 13 条（通帳の整備）には、「受託者は、委託事業の実施に要する費用の支出について、別に通帳を整備して管理するものとする。」と規定されている。

しかし、当事業の受託者となった農産物及び加工品の直売所を運営する 19 の団体等はすべて別通帳による管理を行ってはいなかった。

【指摘】

実施要領は遵守すべきであり、別通帳による管理を行うほど厳密な区分経理が必要ないのであれば、実態に応じた規定に改めるべきである。

### ② 労働保険制度への加入義務

平成 24 年度いばらき農産物地産地消推進事業（地産地消推進員雇用対策事業）委託仕様書第 2 条カによると、「受託者は、雇用保険及び労働者災害補償保険へ加入するものとする。」と規定されている。

いばらき農産物地産地消推進事業では、19 事業者を受託者として採用しており、延べ 30 名が雇用されているが、うち 8 名が雇用保険加入者となっておらず、うち 4 名が労災保険適用者になっていない。

【指摘】

仕様書等により労働保険制度への加入が義務付けられている場合には、雇用された者の雇用保険被保険者証にて加入実績の確認を実施すべきである。

### ③ 社会保険制度への加入義務

仕様書等には規定されていないが、受託者が法人の場合、健康保険及び厚生年金保険への加入も必要となる（健康保険法第 3 条第 3 項第 2 号・厚生年金保険法第 6 条第 1 項第 2 号）。

いばらき農産物地産地消推進事業では、19 の受託者のうち 16 が法人である。この 16 の法人受託者に雇用された延べ 27 名のうち 14 名が健康保険加入者及び厚生年金加入者になっていない。

【指摘】

受託者が法人の場合、仕様書等において社会保険制度への加入を義務付ける必要がある。

また、雇用された者の健康保険証にて加入実績の確認を実施すべきである。

### (3) 風評被害調査・払拭事業費

#### ① 当初予定していない事業内容に対する支出

学校給食関係者意識調査事業は公募型プロポーザル方式による委託業務として実施されており、公益財団法人茨城県学校給食会が受託者に選定されている。委託料は21,045千円である。

ここで、平成24年度9月補正予算要求説明資料には、学校給食関係者意識調査事業として次の内容が記載されている。

学校給食に本県産食材を活用したメニューを提供し、本県農産物の利用促進を図るとともに、学校関係者（栄養士等）の意識、地場産物を利用する際の問題点を調査する。

- ・本県農産物による地産地消給食を提供するモデル校（小中学校50校程度）を選定
- ・モデル校が県産食材を利用したオリジナルの給食メニュー（地場産物60%を目途）を考案→県産品の消費拡大
- ・地産地消の日（毎月第3金曜日）を含む1週間（5日間）提供\*1食あたり200円の「掛り増し経費」を負担
- ・学校栄養士に対してアンケート調査を実施

県産食材の使用に当たっては、通常の食材よりも1食あたり200円割り増しを想定し、その100,000食分で20,000千円の予算を組んでいたところ、結果的には1食あたり84円の割り増しで済ませることができた。

しかし、平成25年2月21日に行われた販売流通課と学校給食会との打合せにおいて、委託費に執行残が出る可能性があるため、追加で事業を実施することが販売流通課から提案され、双方での検討を経て次の啓発グッズを製作して県下の全小中学校に配布することになった。

商品名	数量	単位	単価	金額（税込）
茨城をたべようタペストリー	26,000	枚	280	7,644,000円
茨城をたべようポスター（20,000枚）	1	組	600,000	630,000円
茨城をたべようマグネット	10,000	個	230	2,415,000円
梱包搬送費（ダンボール・梱包材込み）	786	組	2,000	1,650,600円
合計				12,339,600円

#### 《意見》

啓発グッズの配布に風評被害の払拭や地産地消の推進に寄与する効果は認められるとしても、当初予定していない事業内容に対する支出は控えるべきである。



## 4 畜産課

### (1) 畜産振興資金貸付金

#### ① オーバーナイト借入を伴う貸付金

オーバーナイト借入を伴う貸付とは、一般的に次の特徴を有する取引をいう。

・地方自治体等がその関連する団体等に対して行う貸付のうち、年度初めに貸付して年度末までにいったん回収するため形式的には短期貸付となるが、翌年度以後も同様に貸付と回収を繰り返すことで実質的には長期貸付となっているもの

・貸付を受けた団体等の側では、年度末日前後の2日間（※）だけ民間の金融機関から融資を受けて資金を調達し、これを財源に地方自治体等に一時的に借入金を返済する

※このように年度末日の1日を越えるための取引であることから「オーバーナイト」と呼ばれる。なお、年度末日が土曜日・日曜日と重なっている場合は4日間となる。

よって、年度末日現在においては、地方自治体等はその関連する団体等に対して貸付金を有していないが、当該団体等が民間の金融機関からオーバーナイト借入を行っている期間を除けば継続的に貸付金が存在する。

貸付を受けた団体等の側では借入金総額が変わる訳ではないため、このような取引が行われるのは、貸付金の残高を少なく表示したいという地方自治体等の側の事情によるものである。

この点、総務省は平成21年6月23日付「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」の公的支援の考え方で「第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。」としている。

茨城県でもオーバーナイト借入が行われていたため、平成24年度の包括外部監査において早期に解消すべきであるとの指摘を行った。しかし、所管課に対して改めて貸付団体への確認を求めたところ、次のとおりオーバーナイト借入が行われていた。

資金名	貸付団体	オーバーナイト金額	摘要
食肉市場取引推進資金	茨城食肉買参事業協同組合	20,199千円	当座貸越
肉畜共同出荷促進資金	茨城県畜産農業協同組合連合会	50,000千円	手形借入
合計		70,199千円	

#### 《意見》

オーバーナイト借入は、茨城県の歳入歳出決算書を歪め財産に関する調書も債権の額を実質的に同額少なく表示するものであり、貸付団体ごとの経営状況を踏まえ、早期の解消に向けて検討すべきである。

## ② 計画と中間実績との乖離

畜産振興資金（興農資金）融資要領第3条及び第7条において、月別資金計画表は貸付申請決定時に今後1年間の見込額が記載され、状況報告書提出時には中間までの実績が記載されたものを提出されることが求められている。第7条において状況報告書提出時に中間までの実績が記載された月別資金計画表の提出を求めている趣旨は、貸付申請決定時に提出された月別資金計画表と比較分析し、当初の計画と大きく乖離していないことを確認し、大きな乖離が認められた場合には適時に貸付先に対して理由を聴取することにあると考えられる。

そもそも、貸付申請決定時と状況報告書提出時の月別資金計画表との間に大きな乖離が生じた原因は、貸付申請決定時の月別資金計画表に借入及び借入の返済に関する情報が記載されていなかったことにある。月別資金計画表に借入及び借入の返済に関する情報が記載されていなければ、真に必要な貸付額を把握することは不可能であると考ええる。

### 《意見》

真に必要な貸付額を把握するために、貸付申請決定時と状況報告書提出時の月別資金計画表のいずれにも借入及び借入の返済に関する情報の記載を求め、相互の整合性を図ると共に、両者に大きな乖離が認められた場合、その理由について貸付先に適時に確認すべきである。

## ③ 要貸付額の検討

茨城県は、畜産振興資金として460,000,000円の運転資金を金利0.8%、貸付期間が平成24年4月1日から平成25年3月31日の条件で株式会社茨城県中央食肉公社へ貸付けている。平成25年3月末現在、同社は現預金残高761,668,186円、長期性預金残高250,000,000円と資金は潤沢であり当該運転資金の融資を受けていなくとも資金繰りは十分賄える状況にある。

### 《意見》

県の財政も逼迫する中、限られた資金を効率的・効果的に利用する観点から、同社に対する運転資金としての貸付金については、累積欠損の解消の状況、施設整備経費の必要額などを総合的に勘案して、貸付内容を見直す必要がある。

## (2) 畜産センター運営費

### ① 復興特別所得税の源泉徴収漏れ

畜産センター試験研究課題評価委員会の委員に対する報償費は畜産センターが執行しているため、報償費に係る源泉徴収事務についても畜産センターが行っている。

平成25年分以後に係る源泉徴収額については、平成24年分以前も徴収していた源泉所得税に加えて復興特別所得税を加算して徴収すべきこととされている。この改正に伴い委員に対する報償費に係る源泉徴収税額に適用する「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」も増額改定されていたが、畜産センターでは平成24年分と同額しか源泉徴収していなかったため、復興特別所得税分が源泉徴収漏れとなっていた。

### 【指摘】

平成25年分以後の報償費については、復興特別所得税が加算された「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」を使用して源泉徴収事務を行う必要がある。

### (3) 財産

#### ① 未利用の財産

肉用牛研究所公舎及び合宿者跡地（常陸大宮市東野）が平成9年4月より、未利用となっている。未利用となった経緯は、住宅事情の改善や老朽化等の理由により、入居者がいなくなったためである。未利用となっている財産の情報は、以下のとおりである。

区分	面積	価格
土地（宅地）	4,791.00 m <sup>2</sup> の一部 3,450 m <sup>2</sup>	17,247,000 円

#### 《意見》

当該跡地は、「放牧地及び資材置き場」及び「外来者用の臨時駐車場」として活用する予定としているが、引き続き建物の基礎部分の撤去を進めるなどして、県有地を有効に活用すべきである。

## 5 農業経営課

### (1) 農協経営刷新融資事業費

#### ① オーバーナイト借入を伴う貸付金に類似する貸付金

平成 24 年度の出資団体に関する包括外部監査において、茨城県が出資団体に対する貸付金を不当に少なく表示していることに対して早期の解消を求めたところである。

この貸付金は、平成 6 年のトキワ園芸農協の破綻処理スキームのために茨城県農業協同組合中央会（以下「県中央会」という。）に 70 億円を貸し付けるというものである。そして、貸付はするものの、毎年度末は回収し、年度末残高はゼロになるが、基本的に新年度 4 月 1 日には再度貸し付ける取引を繰り返している。

茨城県は、決算日 3 月 31 日のみ回収し、現金残高となるが、翌 4 月 1 日には貸し付けるのであるから、年間を通して貸し付けているのが実態である。したがって、平成 24 年度の包括外部監査の意見とは同じではないものの、財政を歪めていることにおいて同じである。

貸付を受けた団体等は、財務状態が大きく変動する訳ではないものの、このような取引が行われるのは、貸付金の残高を少なく表示したいという地方自治体等の側の事情によるものである。

この点、総務省は、平成 21 年 6 月 23 日付「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」の公的支援の考え方で「第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。」としている。

総務省のこの基本的考え方からすれば、当該取引についてもあてはまるものとする。

実質長期貸付があるにもかかわらず、貸付が無いかの如くの処理は望ましくない。

資金名	貸付団体	貸付金額
農協経営刷新貸付	茨城県農業協同組合中央会	7,000 百万円

#### 《意見》

当該貸付に関する処理はトキワ園芸農協信用事業の処理・再建スキームの中で行われているものであるが、茨城県の歳入歳出決算書を歪め、財産に関する調書も債権の額を実質的に同額少なく表示するものであり、早期に解消すべきである。

#### ② 茨城県農協経営刷新貸付の回収

平成 6 年度に、美野里町農協を救済組合として、経営困難組合であったトキワ園芸農協の破たん処理が行われた。不良債権 24 億 5,800 万円について、県、国、系統（JA グループ）の 3 者が一括支援処理を行った。

この際、茨城県は負担額 8 億 1,900 万円について、一括負担せず、県中央会に立替えてもらい、一方で無利子で 70 億円を貸付け、その運用益をもって県負担分を県中央会に分割弁済するスキームを採用した。

#### 《意見》

現行は 70 億円の貸付による運用益により、県支援分替金の返済が行われているが、立替未払残額を一括返済した場合と県の資金調達コスト等を比較検討し、経済的合理性の高い方法を選択すべきである。

#### ③ 貸付資金の使用状況の証拠の確認

県では、農協経営刷新のための貸付にあたり、茨城県農協経営刷新貸付要綱（以下「要綱」という。）を定めている。

要綱の第 2 条（3）では、県中央会は、茨城県信用農業協同組合連合会に預金し、その利息で県支援金借入金の返済を行う旨が規定され、合わせて、第 3 条第 2 項において、第 2 条（3）以外に使用した場合、償還期限完了前であっても使用した金額を返済させることができる旨が規定されている。

県では、年に 1 回、県中央会より会議で事業の実績の報告を受け、内容の聞き取りをしているが、文書での報告を受けていない。

#### 《意見》

県中央会における要綱の規定外の使用について確認し、貸付金の償還期限完了前の返済の可能性を判断するため、文書による実績報告を求めるべきである。

### （2） 農業法人等雇用促進事業費

#### ① 成果としての技術開発成績書の公開

県では、1 件 180 万円を限度として、農業法人等雇用促進事業として、農業に関する技術開発に対して補助を行い、事業者は、開発の成果として、技術開発成績書を県に提出している。

当技術開発成績書は、ホームページ等で公開されておらず、個別に問い合わせがあった時に開示しているとのことである。

#### 《意見》

当事業は、農業法人等雇用促進事業として、農業に関する技術開発に対して補助が行われるものであり、その成果には公益性があるといえる。そのため、一定レベルの技術開発成績書については、県のホームページ等で広く公開し、茨城県の農業技術の発展に寄与されることが望まれる。

### （3） 財産

#### ① 備品の現物確認

財務会計事務の手引（平成 25 年 4 月）第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－9 物品の管理等－（3）備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定されている。

#### 【指摘】

農業経営課では備品について年 2 回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。

## ② 建物登記の必要性

農産加工指導センター水府分室の建物は、昭和 60 年に建築され、その耐用年数は、50 年である。また、土地の賃貸借契約は 5 年ごとに更新されているが、当該建物の登記は行われていない。

当該建物は、借地権付き建物であり、借地権は土地の賃借権である。借地権が土地の賃借権の場合、建物の登記が、保護の要件となる。

### 【指摘】

県では、当該建物の耐用年数よりも少ない期間で賃貸借契約を締結しているが、当該契約の終了をもって、土地の所有者から退去を求められる可能性がある。それを防ぐためには建物の登記が必要となるが、それがなされていない。

土地の賃借権が借地権となる借地権付建物については、その保護のため、登記を早急に行うべきである。

## ③ 未利用の財産

旧農山漁村近代化センターは、昭和 51 年度に事業を廃止し、その施設の土地（39,430 千円）は、平成 19 年 3 月に普通財産に変更された。

### 《意見》

事業廃止から 30 年以上とかなりの期間が経過しており、県の財政の逼迫する中、利活用が見込めない土地は、早期に処分し、県の収入に充てる必要がある。

## ④ 普通財産の処分

農業総合センター敷地（小美玉市手堤）の一部について、集落センター用地として小美玉市に平成 8 年度から貸付けている。当該地の面積は 361.00 m<sup>2</sup>であり、価格は 3,985,400 円である。

### 《意見》

小美玉市の今後の利用計画の意向を確認し、引き続き市が使用する場合は市への売却等を推進すべきである。

## 6 林政課

### (1) 身近なみどり整備推進事業費

#### ① 保全管理協定の履行状況の確認（県北農林事務所及び県南農林事務所）

身近なみどり整備推進事業費とは、水源のかん養、土砂災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の維持など多くの公益的機能を有する平地林及び里山林の保全を図り、地域住民にとって快適で豊かな森林環境づくりを推進するため、地域住民の提案等による地域の整備目的に沿った森林づくりを行う市町村に対し必要経費を補助するものである。

#### 〈具体的な整備事例〉

- 通学路・公共施設・住宅団地等周辺の森林整備
- 松枯れ跡地の健全な森林への復旧
- 景勝地における森林整備
- 森林への竹林侵入防止対策
- 農地に隣接している森林の整備
- 耕作放棄地への広葉樹等の植栽
- 自然体験活動の場としての森林内の整備
- 都市部における緑の創出・保全
- 放置された有用広葉樹の再生

#### 〈補助対象経費〉

- 森林整備：植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、作業路開設、簡易防災施設、標識設置等に要する経費
- 有用広葉樹林整備：有用広葉樹林（クヌギ・コナラ林等）を健全な森林に再生させることを目的とした伐採、萌芽更新、植栽等の整備に要する経費
- 保全活用施設整備：遊歩道、ベンチ、巣箱等の施設の設置及び刈払機、下草刈鎌、鉋鋸、保安帽、チェーンソー、チップパー等の機材の整備に要する経費
- 森林公有化：市街地近郊に存する貴重な森林を公有財産として保全・管理するとともに、森林を活用した体験学習及び保健休養の場として、地域住民の利用に供するために必要な森林（土地及び立木）の取得に要する経費
- 事業雑費：事業着手後の現場指導及び完了検査等に要する諸経費

身近なみどり整備推進事業は、森林湖沼環境税を活用して森林を整備する事業であり、その事業対象区域には市町村有林のみならず私有林も含まれているため、森林の所有者に対し、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう10年間の保全管理協定を締結し、補助事業完了の翌年度から起算して10年以内に事業施行地の森林以外の用途への転用又は事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合には当該事業施行地のうち当該転用等に係る森林について交付を受けた補助金に相当する額を返還する義務を課している（平成24年度茨城県身近なみどり整備推進事業費補助金交付要項第12条）。

他方、茨城県としては、補助事業完了の翌年度から起算して10年間は各農林事務所長が必要に

応じて市町村から事業施行地の維持管理及び利活用の状況について報告を求めることで所有者の保全協定の履行状況をモニタリングしている（茨城県身近なみどり整備推進事業実施要領第 13 条）。

県北農林事務所では、担当官が定期的に事業施行地に赴いて保全協定の履行状況を確認しているが報告書等を作成していない。一方、県南農林事務所では、森林所有者が保全義務を遵守していることについて、特段の確認手続を実施せず、市町村が開発等による転用や立木竹の全面伐採除去を発見した場合には、農林事務所に対して報告する体制となっている。

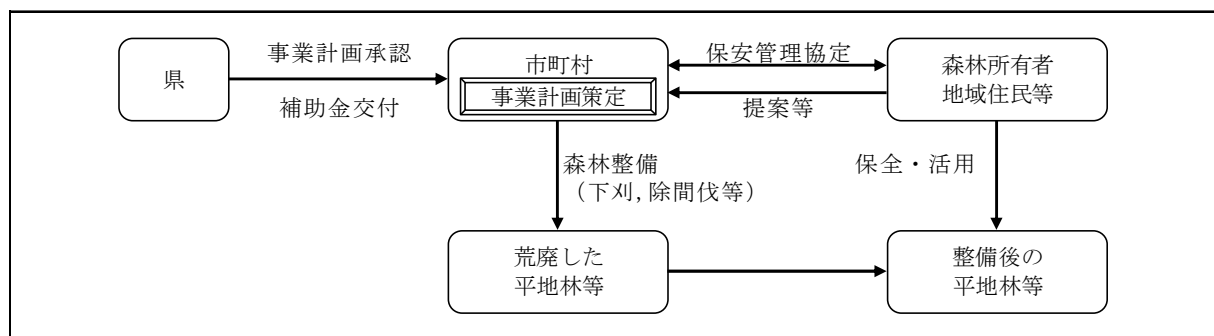
《意見》

各農林事務所によって保全管理協定の履行状況の確認方法に差があるため、全ての農林事務所共通の確認手続の策定が必要であると考えます。

茨城県は、要領を改正し、毎年度、森林所有者が保全管理協定に違反していないかを調査すること及びその調査結果を文書により報告することを市町村に対して求めるべきである。

② 保全管理協定の締結状況の確認（県央農林事務所）

身近なみどり整備推進事業は、地域住民の提案等による地域の整備目的に沿った森林づくりについて支援を行うもので、次の図のとおり、事業主体は市町村であり茨城県は市町村に補助金を交付する間接補助事業である。



茨城県身近なみどり整備推進事業実施要領第 10 条（保全管理協定）によると、当該事業によって森林整備等がなされた森林の所有者等と市町村とは、事業実施年度の翌年度から起算して 10 年後の年度末までの間、土地を他の用途に使用しないことなどを定めた保全管理協定を締結することが規定されている。

平成 24 年度において県央農林事務所管内で当該事業を実施した 8 市町のうち、実施報告とともに保全管理協定書を農林事務所へ提出したのは 3 市のみであったが、農林事務所では以後の確認を行っていなかった。

【指摘】

農林事務所は県の機関として保全管理協定書の締結が適切に行われていることを遅滞なく市町村に確認すべきである。

(2) いばらき木づかい環境整備事業費

① 実績報告書の不備（県央農林事務所）

いばらき木づかい環境整備事業（木製品導入支援事業）実施報告書には広報誌や新聞、ホームペ



ージその他各種広報媒体において広報した実績を添付することとされているが、学校法人A(補助金額5,000千円)の実績報告書には広報した実績が添付されていなかった。

#### 【指摘】

補助事業者が一定の普及啓発活動を行うことは事業実施の要件とされていることから、実績報告書の提出に当たっては広報した実績の添付が漏れることのないよう補助事業者を指導する必要がある。

#### ② 消費税法上の課税事業者であるか否かの確認

いばらき木づかい環境整備事業費補助金交付要項第3条第2項には、補助事業者が消費税法上の課税事業者該当し、補助金額のうち仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額がある場合、予め補助金額を減額して申請すべき旨が規定されている。また、同要項第3条第2項ただし書は、「申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない」とし、実績報告時までに当該金額が明らかとなった場合にはこれを補助金から減額して報告すべき旨を(同要項第9条第3項)、実績報告後に補助事業者の確定申告によって当該金額が確定した場合には消費税等仕入控除税額報告書を提出して補助金を返還すべき旨を規定している(同要項第9条第4項)。

#### 《意見》

現在の要項の規定では、例えば補助事業者の認識や判断に誤りがあり県への報告がなかった場合、補助金額が減額されないままとなる可能性があることから、補助金を支給する県の側から補助事業者へ文書を送付して回答を得るようにするなど補助事業者の消費税等の課税状況を積極的に確認する措置を講ずる必要がある。

#### (3) 森林整備加速化・林業再生基金積立金

##### ① 高性能林業機械等の導入

森林整備加速化・林業再生基金事業とは、国から交付された森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用し以下の取り組みについて補助する事業である。

- ・高性能林業機械の導入：間伐等の推進を図り、効率的な作業を行うため、高性能林業機械の導入に対し補助する。  
補助率1/2以内
- ・木材加工流通施設整備：地域材の利活用を図るため、木材加工流通施設の整備に対し補助する。  
補助率1/2以内
- ・地域材利用開発：地域材を利用した新製品開発・試験研究、新製品・新商品の普及及び生産性向上対策、実証モデル施設整備等に対し支援する。  
補助率10/10以内
- ・人材育成：森林・林業の再生に必要となる人材の育成を図るため、森林施業プランナーの緊急育成や素材生産を低コストで行える人材の緊急育成に取り組む団体に対し補助する。  
補助率10/10以内

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、知事が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過するまでは、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないという財産処分の制限を課されている。そして、財産処分の制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に定める期間とされている（茨城県補助金等交付規則第20条・平成24年度茨城県森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金交付要項第13条）。

**【指摘】**

県は、補助者からの実績報告書を受領した際に、現物の確認・検査を行い、注文書や請求書、領収書等の関連証憑を入手して実施報告書の内容を審査しているが、財産処分の制限期間の基礎となる耐用年数等を確認することができる資料を入手していない。

また、固定資産台帳に登録して初めて資産の取得と判断されることから、取得の事実を確認する意味でも補助対象財産の有無を固定資産台帳又はこれに類する書類により確認することは重要である。

以上より、固定資産台帳等を徴求し、補助対象財産の記載の有無及び耐用年数を確認する必要がある。

**(4) 茨城県民の森等施設管理運営費**

**① 競争性の確保**

平成25年10月に、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を指定期間とする指定管理者の募集が行われている。募集要項等の書類を受領した業者は2者あったが、実際に申請書の提出があった業者は1者のみであった。

**《意見》**

募集要項の見直し、書類を受領したが申請書の提出まで至らなかった業者への聞き取り調査、指定管理業務の遂行能力を有する業者への声かけ運動等により、指定管理業務に応募する業者を一定数以上増やす努力を行い、契約に競争性を確保すべきである。

**(5) 特用林産物生産担い手育成事業費**

**① 要領の改正**

平成24年度特用林産物生産担い手育成事業実施要領第5条においては、資格要件を以下のように規定している。

1人以上の従業員を通年雇用し、特用林産物の生産に係る業務等を行う法人（株式会社、有限会社、農事組合法人、農業協同組合、個人事業主等）であること。
--

よって、個人事業主が法人に含まれるかのような記載となっており、個人事業主に参加資格があるのか否か判断できない。

**【指摘】**

個人事業主は法人に含まれず、誤解を招く表現であるため、要領を適切に改正すべきである。

## ② 消費税法上の課税事業者であるか否かの確認

平成 24 年度特用林産物生産担い手育成事業実施要領一第 15 条において委託費の内容を規定しており、「(1)人件費, (2)諸経費, (3)人件費及び諸経費に対する消費税, (4)その他知事が必要と認めた経費」が委託費の内容となる。

仮に, 受託者が消費税の免税事業者であった場合には, 受託者は消費税の納付義務が発生しないため, 消費税分だけ過大に委託費を受け取ることになる。しかし, 当該実施要領には, 受託業者が消費税の免税事業者である場合の取扱いが規定されていない。

### 【指摘】

茨城県は, 受託事業者が免税事業者であるか否かの確認を行い, 免税事業者である場合に消費税を委託費の額に含まないように, 要領を適切に改正すべきである。

## (6) 林業振興資金貸付金

### ① 要領の改正

原木しいたけ生産振興資金は, 茨城県が市町村を經由してしいたけ生産者に対して, しいたけ原木を購入するための資金を貸し付けるものである。

林業振興資金(興農資金)融資要領第 6 条において, 貸付額の限度を以下のように規定している。

貸付金の限度は, 事業費の 80 パーセントに相当する額又は事業費のうち現金支出額のいずれか低い額とする。

茨城県は, 貸付金が事業費の 80 パーセントに相当する額の範囲内であることを, 「原木しいたけ生産振興資金貸付決定一覧」により貸付時に確認している。しかし, 貸付金が現金支出額の範囲内であるか否かを確認していない。そもそも, 事業費は現金支出を伴うことが一般的であることから, 「貸付金の限度が現金支出額の範囲内であること」を確認する意義が乏しいと考える。

### 【指摘】

「貸付金の限度が現金支出額の範囲内であること」を確認する必要性を再検討し, 不要であれば要領から当該規定を削除すべきである。

### ② 貸付先の決算書の適時入手

菌床しいたけ生産振興資金は, 茨城県が茨城県椎茸農業協同組合を經由して菌床しいたけ生産者に対して, 菌床培地を購入するための資金を貸付けるものである。

茨城県は, 貸付先である茨城県椎茸農業協同組合の決算書を入手していたが, 平成 24 年度の貸付時において入手していた決算書は平成 22 年 12 月期のものであり, 直近の決算書を入手していなかった。決算書の入手は, 与信判断を実施するために必要なことであり, 適時に入手すべきであることは言うまでもない。

また, 林業振興資金(興農資金)融資要領においては貸付先の決算書の入手について言及されている記載は見当たらない。

### 【指摘】

#### 1) 貸付先の財務情報の適時入手

茨城県は、貸付先の決算書を毎年度、適時に入手すべきである。

**【指摘】**

2) 融資要領の規定

林業振興資金(興農資金)融資要領に、貸付先の決算書を入手する旨の規定を追加すべきである。

## 7 林業課

### (1) 分収林経営管理費

#### ① 分収造林事業の実態

##### 1) 県有林事業の概要

県有林は、県（林業課）が管理運営している森林で、県北地方を中心に1,696ha（平成25年4月1日現在）存在しており、大きく分別すると、指導林と分収林に分けられる。県有林は、次の目的のもと、森林の適正な管理に努めている。

- ・ 県の基本財産の造成及び本県林業の振興
- ・ 森林の持つ公益的機能の発揮
- ・ 民有林における森林整備の指標的役割
- ・ 県民の保健休養や教育活動等の場又は試験研究の場などの様々な活用
- ・ 企業やボランティアによる活動フィールドの提供

なお、県有林の保育管理等については、現在、（公財）茨城県農林振興公社に委託している。

##### (ア) 指導林

指導林とは、土地・立木とも県所有の森林であり、さらに経営林と施設林の2つに分かれる。

経営林は、民有林における森林整備の指標となる森林の造成等を行っている。

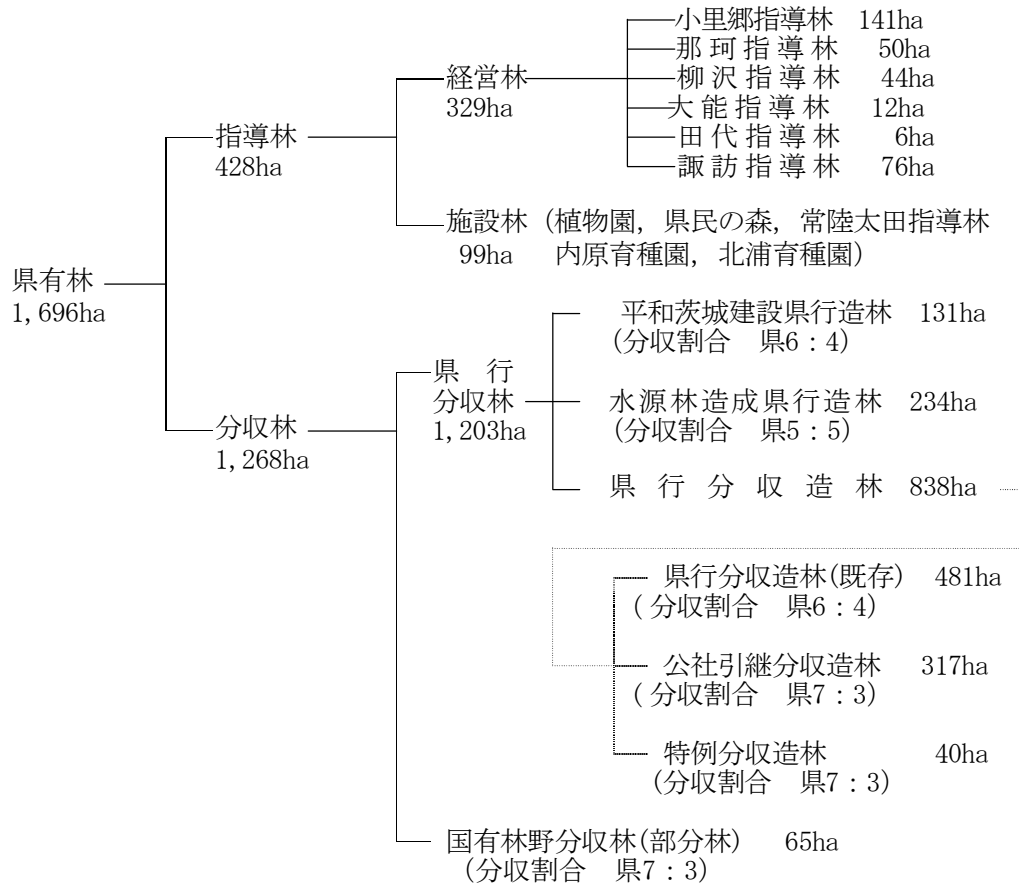
施設林は、林業の試験研究や林業担い手の研修の場のほか、県民の緑化思想の普及啓発等、レクリエーションや保健休養の場として活用している。

##### (イ) 分収林

分収林とは、県が県以外の土地所有者と伐採時に収益を分け合う分収契約を結び、県が造林し、その後の保育管理を行っている森林である。

戦中戦後の濫伐により荒廃した林地の早期復旧と県土緑化の推進や水源の涵養等を目的に管理している。

県有林の種別 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



県有林の種別及び内容

種類 項目	指導林	分収林					国有林野 分収林 (部分林)
		県行分収林					
		平和茨城 建設県行 造林	水源林造 成県行造 林	県行分収造林		平成22 ～23年	
				県行分収 造林	公社引継分 (特例含む)		
設定 年度	昭和30年	昭和23 ～34年	昭和25 ～31年	昭和35 ～53年	平成22 ～23年	昭和26 ～63年	
主な 目的	民有林の模 範となる林 業経営、林業 技術の普及、 試験研究、林 木育種、保健 休養の場	戦中戦後の 濫伐により 荒廃した林 地の早期復 旧と国土緑 化の推進	水源のか ん養	・拡大造林 の推進  ・県の基本 財産の造成	・公社分収 造林を県に 移管  ・特例的に 行う県行分 収林(2年 間の特例)	造林緑化思 想の普及と 民有林の模 範	
所有 形態	県有地 (土地・立木 県有)	民有地に契 約により地 上権を設定 し県が造林 (立木共有)	同左 (立木共有)	同左 (立木共有)	同左 (立木共有)	国有林地 に、契約に より県が造 林(立木共 有)	
面積	428ha	131ha	234ha	481ha	357ha	65ha	
分収 割合	—	県6：民4	県5：民5	県6：民4	県7：民3	県7：国3	
備考	昭和30年に東 京営林局から 旧里美村及び 旧那珂町の国 有林の払い下 げを受け、指 導林として設 定				公社分収造 林事業を県 に移管した もの、及び 経過措置と して2年実 施する再造 林	第1回目の 主伐実施後 の再契約	

## 2) 分収造林契約

分収造林契約とは、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）に基づき、土地所有者と造林・保育及び費用負担者である県又は農林振興公社が締結し、造林・保育を実施した後、主伐による収益を分け合うという契約である。

## 3) 分収造林制度の沿革

年	沿革		目的
		農林振興公社分収林	
明治40年	部分林を設定		造林緑化思想の普及と民有林の模範
大正12年	基本林を設定		民有林経営の振興，県基本財産の造成
昭和3年	大礼記念林を設定		昭和天皇即位の御大典記念
昭和23年	平和茨城建設県行造林を設定 (現在の分収林事業の開始)		戦中戦後の濫伐により荒廃した林地の早期復旧と国土緑化の推進
昭和25年	水源林造成県行造林		水源の涵養
昭和35年	県行分収造林		拡大造林の推進及び県の基本財産の造成
昭和53年	新規の契約終了		
平成2年		農林振興公社分収林開始	分収林特別措置法による分収方式による造林
平成22年		県議会「出資団体等調査特別委員会」で農林振興公社について他団体との統合を提言	
〃		新規の契約	
平成23年		公社分収林を県に移管	
〃	県行分収造林（公社引継分収林）		公社分収林の移管分
〃	県行分収造林（特例分収造林）		特例分収造林



#### 4) 農林振興公社分収林

昭和53年に県として新たな分収造林契約を終了した後、平成2年に(財)茨城県農林振興公社は分収造林事業を開始した。その後、平成21年の県議会「県出資団体等調査特別委員会」において、当時の(財)茨城県農林振興公社、(社)茨城県穀物改良協会、(社)園芸いばらき振興協会の3団体の再編・統合等を含めた組織のあり方の検討が行われた。その際、3団体の再編・統合にあたっては、農林振興公社が実施していた分収造林事業が、長期債務残高を有していることや他県で実施している分収造林事業が問題になっていることなどから、2社団の会員の理解を得ることが難しく、そのため農林振興公社が行っている分収造林事業を県に移管することとなった。

これにより、平成22年度中に移管の手續を完了させ、平成23年度から県で実施していくこととなった。すなわち、県は、公社移管分収林を県行分収林として管理することとした(公社引継ぎ分収林。契約数71件、契約者数78人)。なお、公社が土地所有者と植栽を確約していた分について県が2年間特例的に植栽を実施することとした(特例分収林)。

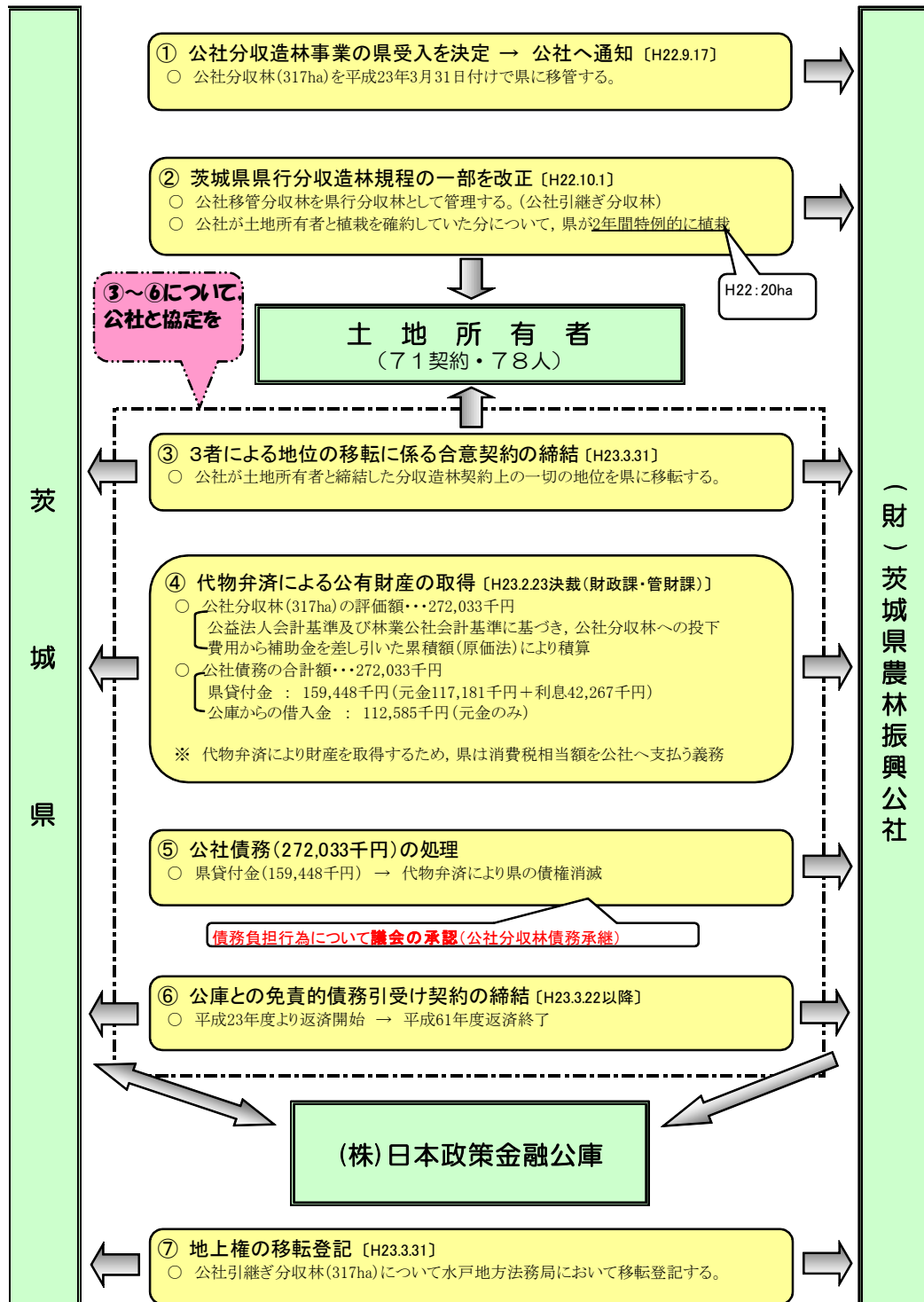
#### 5) 代物弁済による公有財産の取得と公社債務の処理

県は公社分収林(317ha)の評価について公益法人会計基準及び林業公社会計基準に基づき、その分収林への投下費用(森林整備費用)から補助金を差し引いた累積額を評価額とする考え方(原価法)を採用した。言い換えれば、当時の公社債務の合計額272,033千円(県貸付金159,448千円と日本政策金融公庫からの借入金112,585千円の合計)を評価額とした。

##### 公社による分収林事業への投下費用

造林事業費	619,207千円
一般管理費	107,860千円
支払利息(県)	42,267千円
支払利息(公庫)	24,938千円
小計	794,272千円
国庫補助金	△522,239千円
合計	272,033千円

(財)茨城県農林振興公社分収造林事業の県移管フロー図



公社：(財)茨城県農林振興公社  
 公庫：(株)日本政策金融公庫

県は、代物弁済の方法により公社分収林を公有財産として取得し、公社に対する県貸付金（159,448千円）が消滅し、公社の公庫借入金（112,585千円）を引き受けることとなった。

6) 日本政策金融公庫からの債務の状況

公社は平成3年度から22年度まで公庫から毎年借入を行い、公庫からの借入金の合計額は112,585千円となった。当該債務を県が承継している。平成24年度末の借入残高も同額である。平成24年度までの借入実績及び平成25年度以降の返済予定は、下表のとおりである。

[借入実績]

(単位：千円)

年度（平成）	借入額	返済額	借入残高	利息支払
3年度	2,327	-	2,327	0
4年度	3,328	-	5,655	111
5年度	2,759	-	8,414	287
6年度	3,509	-	11,923	402
7年度	3,981	-	15,904	550
8年度	7,357	-	23,261	677
9年度	8,375	-	31,636	901
10年度	7,190	-	38,826	1,090
11年度	5,548	-	44,374	1,195
12年度	5,442	-	49,816	1,308
13年度	4,685	-	54,501	1,406
14年度	2,286	-	56,787	1,492
15年度	4,696	-	61,483	1,519
16年度	4,901	-	66,384	1,592
17年度	4,561	-	70,945	1,673
18年度	10,600	-	81,545	1,760
19年度	11,100	-	92,645	1,977
20年度	11,840	-	104,485	2,172
21年度	6,100	-	110,585	2,334
22年度	2,000	-	112,585	2,492
23年度	-	-	112,585	2,526
24年度	-	-	112,585	2,526

[返済予定]

(単位：千円)

年度（平成）	借入額	返済額	借入残高	利息支払
25年度（予定）	-	-	112,585	2,526
26年度（予定）	-	-	112,585	2,526
27年度（予定）	-	-	112,585	2,526
28年度（予定）	-	-	112,585	2,526
29年度（予定）	-	109	112,476	2,526
30年度（予定）	-	266	112,210	2,521
31年度（予定）	-	415	111,795	2,508
32年度（予定）	-	606	111,189	2,488
33年度（予定）	-	844	110,345	2,460
34年度（予定）	-	1,275	109,070	2,423
35年度（予定）	-	1,800	107,270	2,373
36年度（予定）	-	2,296	104,974	2,310
37年度（予定）	-	2,687	102,287	2,239
38年度（予定）	-	3,088	99,199	2,158
39年度（予定）	-	3,453	95,746	2,069
40年度（予定）	-	3,690	92,056	1,972
41年度（予定）	-	4,072	87,984	1,871
42年度（予定）	-	4,472	83,512	1,762
43年度（予定）	-	4,854	78,658	1,644
44年度（予定）	-	5,354	73,304	1,517
45年度（予定）	-	5,831	67,473	1,385
46年度（予定）	-	6,406	61,067	1,254
47年度（予定）	-	6,695	54,372	1,119
48年度（予定）	-	6,489	47,883	985
49年度（予定）	-	5,995	41,888	860
50年度（予定）	-	5,440	36,448	751
51年度（予定）	-	4,999	31,449	655

52年度(予定)	-	4,655	26,794	566
53年度(予定)	-	4,322	22,472	483
54年度(予定)	-	4,041	18,431	407
55年度(予定)	-	3,946	14,485	335
56年度(予定)	-	3,664	10,821	264
57年度(予定)	-	3,360	7,461	196
58年度(予定)	-	3,068	4,393	135
59年度(予定)	-	2,295	2,098	78
60年度(予定)	-	1,488	610	37
61年度(予定)	-	610	-	11
合計				54,465

当初借入時から現在に至るまで元金返済は行われておらず、利息のみ支払ってきた。平成29年度から元金の償還が開始され、完済は平成61年度の予定である。

#### 7) 林業を取り巻く環境の変化

##### (ア) 木材市況の推移

昭和40年代に木材の輸入が拡大し、その後の木材需要の減少もあり国産材価格は昭和55年をピークに次第に下落した。

(単位：円/m<sup>3</sup>)

年	全国の丸太価格 (各製材工場における 工場着購入価格)		茨城県内の原木市場 の木材市況 (市場の取引価格)	
	スギ中丸太 長3.65~4m× 径14~22cm	ヒノキ中丸太 長3.65~4m× 径14~22cm	スギ丸太 長さ3m×径14 ~18cm	ヒノキ丸太 長さ3m×径14 ~18cm
昭和35年	11,000	11,700	—	—
昭和40年	14,000	17,600	—	—
昭和45年	18,400	36,600	—	—
昭和50年	31,000	64,500	—	—
昭和55年	38,700	74,400	41,300	79,300
昭和60年	24,900	52,600	28,700	58,200
平成2年	26,000	66,000	26,100	54,400
平成7年	21,700	52,200	21,100	34,400
平成12年	17,200	39,300	15,500	26,100
平成17年	12,400	25,200	10,900	19,300
平成19年	13,000	25,400	12,400	18,500

年	全国の丸太価格 (各製材工場における 工場着購入価格)		茨城県内の原木市場 の木材市況 (市場の取引価格)	
	スギ中丸太 長 3.65～4m× 径 14～22cm	ヒノキ中丸太 長 3.65～4m× 径 14～22cm	スギ丸太 長さ 3m×径 14 ～18cm	ヒノキ丸太 長さ 3m×径 14 ～18cm
平成 20 年	12,200	23,600	11,500	15,300
平成 21 年	10,900	21,300	9,300	15,800
平成 22 年	11,800	21,600	11,800	17,900
平成 23 年	12,300	21,700	12,200	18,700
平成 24 年	11,400	18,500	10,600	15,200

(平成 25 年版森林・林業白書, 県林政課ホームページ等より作成)

(イ) 林業労働者の賃金水準の推移

近年の林業労働者の賃金水準は, 昭和 35 年の約 20 倍, 昭和 40 年の約 10 倍の水準となっている。  
木材価格が低下する一方, 賃金水準の増大により, 林業の採算性は急激に低下することとなった。

(単位: 円/日)

年	造林	伐出
昭和35年	—	648
昭和40年	1,130	1,220
昭和45年	2,211	2,394
昭和50年	5,203	5,790
昭和55年	7,478	8,550
昭和60年	—	9,221
平成 2 年	8,812	10,405
平成 7 年	11,082	12,748
平成12年	12,082	13,648
平成17年	11,795	13,119
平成19年	11,828	13,016
平成20年	11,743	12,947
平成21年	11,738	12,898
平成22年	11,728	12,921
平成23年	11,684	12,827
平成24年	—	—

(林業統計要覧, 平成 25 年版森林・林業白書より作成)

8) 分収造林事業の収支

平成17年度からの収支実績及び平成25年度以降の収支見通しは、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	収 入			支 出						収支
	財産収入	補助金等	計	委託料	分収 支払金	人件費	支払利息	その他	計	
H17(実績)	73,210	-	73,210	25,250	30,991	9,462	-	7,710	73,413	△ 203
H18(実績)	88,283	-	88,283	24,663	36,060	9,486	-	7,204	77,413	10,870
H19(実績)	92,668	-	92,668	24,557	35,634	9,190	-	6,670	76,051	16,617
H20(実績)	69,207	-	69,207	27,263	27,684	9,398	-	6,423	70,768	△ 1,561
H21(実績)	97,318	-	97,318	27,528	31,511	9,389	-	6,133	74,561	22,757
H22(実績)	119,774	8,422	128,196	47,523	53,710	9,546	-	18,666	129,445	△ 1,249
H23(実績)	109,436	22,879	132,315	73,541	47,940	9,155	2,526	6,237	139,399	△ 7,084
H24(実績)	91,312	7,063	98,375	36,187	39,735	8,667	2,526	5,918	93,033	5,342
H25(見込)	84,545	7,902	92,447	36,937	38,856	5,256	2,526	6,705	90,280	2,167
H26(計画)	77,446	4,792	82,238	39,592	39,990	5,427	2,526	6,395	93,930	△ 11,692
H27(計画)	83,491	4,117	87,608	41,709	40,689	5,427	2,526	3,505	93,856	△ 6,248
H28(計画)	77,532	3,930	81,462	40,798	38,339	5,427	2,526	3,330	90,420	△ 8,958
H29(計画)	80,193	4,110	84,303	39,930	39,467	5,427	2,526	3,163	90,513	△ 6,210
H30(計画)	79,863	5,873	85,736	39,062	39,240	5,427	2,521	3,005	89,255	△ 3,519

(注) 人件費は、事務分担から推計した試算である。

(県資料を一部加工して作成)

分収造林事業は事業開始時の木材価格や労務費水準であれば、伐採収益で事業経費を十分に賄うことができ採算が合うものであったが、木材価格の下落、労務費の上昇等により、契約に基づく分収比率では、県として投下費用の回収が厳しい事業となっている。

《意見》

分収造林事業に係る公庫からの借入金は平成24年度末で112,585千円であり、平成25年度以降の利払い額合計は54,465千円となる。また、収支状況は上記のとおり近年は採算を確保するのが厳しくなっており、今後は事業環境の一層の悪化が見込まれる。

県は、事業に係る債務及び収支の実態に関して情報開示を行っていない。

また、分収造林事業は、県土の保全、県土緑化の推進、水源の涵養、地域経済の振興等の公益性格を有しており、採算悪化を理由として事業を取りやめることは実質的に不可能である。

県は、分収造林事業に要するコストを県民に開示するとともに、分収造林事業の意義を含めた分収林の機能について啓蒙活動を積極的に実施していくべきである。

② 公益財団法人茨城県農林振興公社との取引

1) 見積書の徴取

県は分収林の管理, 保育及び調査業務等を公益財団法人茨城県農林振興公社に対して一括して委託している。平成 24 年度における具体的な委託内容及び委託料は, 以下のとおりである。

業務区分	内容	数量	金額
管理	嘱託員配置	一式	6,078,450 円
	県有林管理運営	一式	
	実施計画資料収集	一式	
保育	下刈	80.00ha	23,682,750 円
	枝打	9.20ha	
	保育間伐	82.22ha	
	計	171.42ha	
施設整備, 調査	作業道, 巡視道補修	4,500m	6,424,950 円
	主伐調査	39.03ha	
	間伐調査	15.33ha	
	保育間伐調査	111.45ha	
	計	165.81ha	
合計			36,186,150 円

(県作成「積算書」より)

県は分収林事業の委託契約について従来から農林振興公社との 1 者随意契約によっている。随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号において「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に認められている。委託契約締結前の起案書に添付される 1 者随意契約の理由書によれば、「専門的な林業の知識や技術又は事務処理能力を兼ね備えた技術者を有すること」のほか「県内全域を管理できる業者」であることを要件とし、農林振興公社を含めた 3 団体が当該要件を充たす業者として選定したうえで、他業者との公平性や農林振興公社の専門性を理由に農林振興公社を 1 者随意契約の相手として選定している。

【指摘】

農林振興公社に対する委託料（分収林経営管理費）については、予算額と実績額が同額である（平成 24 年度は 36,186,150 円）。県にその理由を確認したところ、県の積算に基づき委託先である農林振興公社に契約の申込みを行ったうえで公社から承諾書を徴取し、契約書を締結しているという回答を得た。また、県は契約にあたり公社から見積書を徴取していない。

業者の見積額の積算根拠は、県が積算内容等を検討する際に有用な情報を提供するものである。1 者随意契約にあっては他との比較情報もなく取引条件が硬直的となりやすいため、特にその必要性が高い。

見積額の積算根拠となる資料については、入手するよう努めるべきである。

## 2) 再委託について

茨城県農林振興公社は県から受託した業務のうち分収林の保育業務について再委託している。業務内容と金額を上記の表と比較する形で示すと以下のとおりとなる。

業務区分	内容	県から公社への委託		公社から第三者への再委託		再委託割合		
		数量	金額	数量	金額	数量ベース	金額ベース	
管理	嘱託員配置	一式	6,078,450 円	-	-	0%	0%	
	県有林管理運営	一式						
	実施計画資料収集	一式						
保育	下刈	80.00ha	23,682,750 円	79.90ha	19,519,486 円	55.0%	82.4%	
	枝打	9.20ha						9.20ha
	保育間伐	82.22ha						5.19ha
	計	171.42ha						94.29ha
施設整備, 調査	作業道, 巡視道補修	4,500m	6,424,950 円	-	-	0%	0%	
	主伐調査	39.03ha						
	間伐調査	15.33ha						
	保育間伐調査	111.45ha						
	計	165.81ha						
合計	-	-	36,186,150 円	-	19,519,486 円	-	53.9%	

### 《意見》

保育業務の再委託割合は82.4%（金額ベース）と高くなっており、公社への委託料全体でも再委託割合は53.9%（金額ベース）となっている。

県によれば、保育業務を他の業務と一体的に委託することで効率化されること、また、対象箇所は公社分収林としてかつて公社が契約し、他の林業事業体に委託されていた経緯から、保育業務について再委託する形態を採用している。

現在の契約は1者随意契約であり、また、再委託の割合が高いことから、契約の合理性及び競争性の確保については常に注意を払うべきである。

## (2) 治山施設災害復旧費（明許繰越）

### ① 監督票・指示（承諾）書の未作成（県央農林事務所）

東海村白方2地区の第11-2号工事は、平成23年12月19日に原契約が締結され、平成25年3月15日に完了した。当該工事の監督員は、原契約を締結した直後の時点で工事設計から「敷鉄板（積込・取卸）」の積算が漏れていることを把握していたため、受注者に対してその内容を口頭で指示していたが、茨城県森林土木工事施工等の手続及び監督規程第41条第2項に基づく監督票・



指示（承諾）書は作成していなかった。

**【指摘】**

監督規程に則り、監督票・指示（承諾）書を作成すべきである。

(3) 奥久慈グリーンライン林道整備事業費

① 入札条件の確認証跡（県北農林事務所）

一般競争入札について、応札可能者数は30者以上を原則としているが、委員会の会議記録には、当該資格要件を満たす業者数が確認できる記載がなかった。

《意見》

入札委員会会議記録等において30者以上の資格要件を満たしていることを確認している証跡を残す必要がある。

(4) 県単造林事業費

① 中間状況確認の報告体制（県北農林事務所）

森林機能緊急回復県単間伐事業とは、森林湖沼環境税を利用した事業であり、緊急に間伐を行う必要がある荒廃した森林のうち、水源涵養機能又は山地災害防止機能が高い森林を対象とした間伐について助成を行う事業である。

・事業主体：市町村

・補助率：10/10

年度途中の実行状況報告として、「農林事務所長は、当該年度に実施される緊急間伐、作業道開設、推進事務の事業量等について市町村長及び森林組合等の事業主体から把握し、知事が定める日までに実施状況（様式は知事が別に定める）を知事に報告するもの」とされている（茨城県森林機能緊急回復整備事業実施要領第7）。

そこで、「平成24年度 森林機能緊急回復整備事業実行状況報告書」を作成して知事に報告している（県北農林事務所から本庁へ）が、報告については、市町村担当者に文書により依頼し、メールで得た回答を県北農林事務所としてとりまとめ、内部決裁後、本庁の担当者にメールで報告している。

**【指摘】**

茨城県森林機能緊急回復整備事業実施要領第7に基づく知事に対する報告は、文書で行うべきである。

## 8 漁政課

### (1) 共同利用漁船等復旧支援対策事業費

#### ① 補助対象財産の確認書類

共同利用漁船等復旧支援対策事業とは、東日本大震災により全損被害を受けた漁船・定置網等を、漁業者が共同で利用又は漁業協同組合が自営するため、漁業協同組合等が復旧する以下の経費に対し補助（補助率：国 1/3、県 1/3）を行い、地域の漁業生産能力の回復を図る事業である。

- ・ 漁船建造
- ・ 中古船の取得
- ・ 定置網の取得・設置
- ・ 漁労設備（漁具等）の取得

補助事業者には補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、知事が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間、即ち、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定める期間を経過するまでは、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないという財産処分の制限が課されている（茨城県補助金等交付規則第 20 条、平成 23 年度茨城県共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助金交付要項第 14 条第 2 項）。

#### 【指摘】

県は、補助者からの実績報告書を受領した際に、現物の確認・検査をし、注文書や請求書、領収書等の関連証憑を入手して報告書の内容を審査しているが、財産処分の制限期間の基礎となる耐用年数等を確認できる資料を入手していない。

また、固定資産台帳に登録して初めて資産の取得と判断されることから、取得の事実を確認する意味でも補助対象財産の有無を固定資産台帳で確認することは重要である。

以上により、補助事業者から固定資産台帳等を徴求し、補助対象財産の記載の有無及び耐用年数を確認する必要がある。

9 水産振興課

指摘又は意見なし。

## 10 農村計画課

### (1) 農地農業用施設等災害復旧費

#### ① 要綱・要領の未整備（県北農林事務所）

農地農業用施設等災害復旧費は、農地農業用施設等が被災した場合に、災害からの復旧に係る費用を補助するために、国から県へ、県から市町村へ補助金を支給するものである。

農地農業用施設等災害復旧事業は、国補事業であり、国と茨城県との間の手続は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」、「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱」及び「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領」等に規定されている。

一方、茨城県と各市町村との間の手続は、茨城県においては独自の要綱・要領が策定されておらず、国の要綱・要領や他の事業の要綱・要領を代用している。例えば、当該事業に係る様式は以下の規程を代用している。

様式	規程
災害関連農村生活環境施設復旧事業採択申請書	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（国の要綱）
災害関連農村生活環境施設復旧事業計画概要書	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領（国の要領）
確認検査復命書	茨城県県単土地改良事業補助金交付事務処理要領

#### 【指摘】

国補事業であっても、補助金交付事業に関しては、茨城県独自の要綱・要領を策定すべきである。

## 1 1 農地整備課

### (1) 入札関係

#### ① 入札談合等関与行為に係る賠償金の回収可能性

独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反した入札参加業者に対し、公正取引委員会から平成23年8月4日付けで同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられ、同命令は同年10月12日に確定した。これを受けて茨城県は、平成24年3月に独占禁止法違反が明らかとなった工事の受注者に対して工事請負契約書第49条の2の規定に基づき損害賠償請求を行った。農林水産部境土地改良事務所分と土木部境工事事務所分を併せて、請求58社・請求総額1,148,426千円である。このうち平成25年10月30日現在の未納額は606,960千円、うち農林水産部境土地改良事務所分は303,780千円である。未納額については2社を除き履行延期（分割納付）を承認している。

履行延期（分割納付）の承認をしていない2社の回収可能性は非常に低い。

#### 《意見》

分割納付中の相手については一層の回収促進を図り、履行延期（分割納付）の承認をしていない2社については、A社（建設業廃業）741千円とB社（破産）17,024千円には滞納整理を図り、回収不能と判断されれば、不納欠損処分を検討すべきである。

### (2) 国営土地改良事業償還対策資金貸付金

#### ① 貸付債権の管理

国営事業は事業完了の翌年度から地元負担金の国への償還を行う必要がある。石岡台地地区（償還開始平成2年）、霞ヶ浦用水地区（同平成5年）、鹿島南部地区（同平成4年）は事業完了により償還が始まることになった。

しかし、所々の事情により、この土地改良負担金に対する農家負担軽減策について地元改良区及び市町村長から要望書が提出され、負担軽減策の一環として土地改良区等への無利子貸付を実施することになった。その明細は、次のとおりである。

区分及び貸付先	貸付期間	返済期間	貸付額 (百万円)	貸付残高 (百万円)
国営土地改良事業石岡台地償還対策資金貸付金（土地改良区）	H2～H21	H2～H39	3,531	2,818
国営土地改良事業鹿島南部償還対策資金貸付金（土地改良区）	H4～H20	H34～H58	849	849
国営土地改良事業霞ヶ浦用水償還対策資金貸付金（土地改良区）	H5～H16	H30～H41	2,127	2,127
土地改良負担金償還支援事業鹿島南部償還支援資金貸付金(神栖市)	H14～H20	H23～H31	395	352
計			6,902	6,147

### 【指摘】

この貸付金は、60 億円を超えるものでありながら、無担保、無保証、無利子であり、かつ、返済期間は 30 年以上に及ぶ超長期のものもある。債務者である土地改良区に対し決算書類を徴求し、経営状態については毎年モニタリングし、回収可能性について検討すべきである。

### 《意見》

土地改良区に対する貸付金については、当面は約定弁済以外には行えないと考えられるが、回収が進んだ段階には、たとえ契約上の返済期限前であっても、早期回収の検討が望まれる。

## (3) 経営体育成基盤整備事業費

### ① 専任の主任技術者の確認方法（県南農林事務所）

工事 1 件の請負代金の額が 25 百万円以上の場合、専任の主任技術者の設置が義務付けられている（建設業法第 26 条第 3 項・同法施行令第 27 条第 1 項）。

この専任性の確認方法について、県南農林事務所では、請負人が作成する施工体制台帳における主任技術者の「専任性」欄で「有」が選択されていることをもってその主任技術者が専任であるか否か確認しているとのことであった。

しかし、当初の請負代金が 32,634 千円である守谷地区パイプライン工事その 3 は、本来は「専任性」欄で「有」が選択されていなければならないところ、「無」が選択されたまま看過されていた。

### 【指摘】

専任の主任技術者を設置すべき工事において主任技術者が他の工事を兼任していた場合、事故原因となるおそれもあることから、専任の主任技術者であることの確認を厳格に実施すべきである。

そのためには、施工体制台帳による確認に加えて、「茨城県土地改良工事共通仕様書、1-1-7 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録」により義務付けられているコリンズの情報を活用して確認を実施すべきである。

### ② 公有財産購入費の請求書の契約内訳の記載誤り（境土地改良事務所）

公有財産購入費（創設換地の取得に関する協定書）の請求書を 4 件検証したが、請求内訳の記載が全て土地利用に伴う損失補償金となっており、土地代金となっていないことに加え、手書きの日付の筆跡も同一である。

### 【指摘】

いずれも、各土地改良区からの請求書でありながら、請求内訳の記載の誤りが全く同じであり、手書きの日付の筆跡も同じであり不自然である。原因を確認の上、全て訂正し、管理体制を確認する必要がある。

### ③ 開札後の参加資格の確認（稲敷土地改良事務所）

一般競争入札への参加者の資格要件については、農林水産部入札委員会設置運営要綱に規定する金額基準に従い部委員会、課委員会又は所（部門）委員会が入札の都度決定している。

稲敷土地改良事務所では、応札した業者から「競争参加資格確認資料」等を徴求するなどして当該入札における資格要件に適合しているか否かを確認しているものの、その検証過程及び結果を記載したチェックリストや調書などの文書は作成していなかった。

《意見》

応札した業者が最終的に資格要件を具備していることを明確にするために、チェックリストや調書を作成する必要がある。

#### ④ 出来高払い（稲敷土地改良事務所）

年度末において工事が完成していない場合、請負業者から出来形検査願が提出されることがある。

この検査願に対し、茨城県では、工事出来高検査調書を作成して出来高歩合及び出来高金額を算出し、出来高払いが可能な金額を出来形検査結果通知書に記載して請負業者に交付している。

稲敷土地改良事務所においては、出来高払いが可能な金額のうち、予め明許繰越として翌年度の予算に繰り越された金額部分については、出来高払いを実施せず完成時まで支払を留保していた。

確かに、明許繰越として翌年度の予算に繰り越された金額部分については、当年度中に執行することはできない。

しかし、これら一連の作業を実施しているのは当年度末であり、翌年度が開始されれば繰越予算として執行することは可能である。

また、現年分の出来高払いも実際には翌年度が開始された後の出納整理期間中に行われている。

《意見》

明許繰越として翌年度の予算に繰り越された金額部分についても、現年分の執行と同様、出納整理期間中に出来高払いを実施すべきである。

#### （４） 県営かんがい排水事業費

##### ① 県営かんがい排水事業の繰越承認（稲敷土地改良事務所）

県営かんがい排水事業は、国補事業のため、繰越工事の工期延長に係る承認については、県議会の議決及び国の繰越承認手続終了以降に各農林事務所、土地改良事務所にて工期変更決議書に基づき決議を行う必要がある。

今回の手続を実施した事業の一部（戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費補助金）について、県は議会の議決日以降であったが、国の繰越承認日以前に工期変更決議が行われ、翌年度に工期が延長されている事業が存在した。

上記については、本来の事務執行が行われておらず、手続として不備が存在する。

【指摘】

繰越工事の工期延長については、国の繰越承認日以降に工期変更決議を実施する必要がある。

《意見》

あらかじめ年度を越え工期の延長が予測されている工事については、当初の工期を年度末近くに設定するなど、事務の軽減を図ることが望まれる。

## 1 2 農村環境課

### (1) ふるさと農道整備事業費

#### ① 完了地区調書の作成遅延（県央農林事務所）

ひたちなか市の勝倉・美田多地区は、平成 12 年度に事業が開始され平成 24 年度をもって事業完了となり、平成 25 年 8 月にひたちなか市への道路敷等の譲与手続も完了している。

しかし、県央農林事務所にて監査を実施した平成 25 年 11 月時点において当該地区の完了地区調書は作成されていなかった。

#### 【指摘】

事業の終了後は直ちに完了地区調書を作成すべきである。

#### ② 完了地区調書に関する規定（県央農林事務所）

土地改良事業の場合、土地改良法第 113 条の 2 第 3 項により「工事が完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。」と定められている。

ふるさと農道整備事業などの土地改良事業以外の事業については、完了公告の規定がないため完了地区調書を作成することをもって完了としているが、茨城県ふるさと農道緊急整備事業実施要領などの各種規程においては、これが明示されていない。

#### 《意見》

完了地区調書をもって事業の終了とするため、茨城県ふるさと農道緊急整備事業実施要領などにおいて明文化すべきである。

### (2) 団体営農業集落排水事業費

#### ① 要項・要領の改正（県北農林事務所）

団体営農業集落排水事業における汚水処理施設整備交付金については、市町村が農業集落排水施設を整備するために、国から市町村に対して直接交付されるものである。

汚水処理施設整備交付金の交付事務手続は、国の「汚水処理施設整備交付金交付要綱」及び「同要領」に規定されている。

団体営農業集落排水事業については、これまで、「茨城県農村総合整備事業等補助金交付要項」及び「同事務処理要領」により事務処理を行ってきた。しかし、直接補助である汚水処理施設整備交付金が創設された後も「県要項」等の見直しを行ってこなかった。

#### 【指摘】

「汚水処理施設整備交付金」にも対応した「要項」「事務処理要領」に改正等を行うべきである。

#### ② 確認検査（県西農林事務所）

事業主体（市町村）から実績報告書の提出を受けた後、県は確認検査を実施する。市町村は、工事等について、市町村の手続に従って検査を実施し、その後県は市町村の検査の状況を確認することとされている。これに関して、県の事務処理要領に確認項目を定めているが、明確でない箇所もある。



## 《意見》

県が市町村の検査の状況を確認するにあたり、確認項目(どのような書類を閲覧して何をチェックするのか等)が規定されていなければ、確認検査の内容・質に偏りが生じることとなる。したがって、確認検査の項目を明確化する必要がある。

### (3) 地籍調査事業費補助

#### ① 公印の押印漏れ

2市町からの補助金申請書に公印が押印されていなかった。押印漏れについては農村環境課の担当者も承知していたが、是正されないままとなっていた。

#### 【指摘】

公文書への押印漏れが生じないように市町への指導を徹底するとともに、事務確認の強化を図る必要がある。

### (4) 農業集落排水施設接続支援事業

#### ① 補助対象地区の見直し

農業集落排水施設接続支援事業とは、霞ヶ浦・潤沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水事業で設置した施設に接続しようとする者に対して市町村が補助金を交付する場合に、当該市町村に対して県がその一部を補助する事業であり、県の補助金の財源として森林湖沼環境税が充当されている。

## 《意見》

森林湖沼環境税の用途は、森林及び湖沼・河川の環境保全に資する事業とされており、現在の3湖沼流域に限定することは適切ではなく、すべての地区を補助対象とすることを検討すべきである。

### (5) ふるさと水と土基金

#### ① 基金活用の検討

ふるさと水と土基金は、中山間地域等の活性化を図るため、土地改良施設及び農地の多様な機能の利活用及び保全を中心とする地域住民の共同活動を推進する事業に要する経費に充てるために積み立てされているものであり、平成24年度末現在において993,012千円の残高がある。

原則として運用益を事業に要する経費に充当することとされているが、運用益が前年度元本の3%を下回る場合は基金元本の一部を事業費に充てることも認められており、最近は超低金利のため基金元本の取り崩しが常態化している。

平成 24 年度における基金の増減は、次のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度末残高	1,001,164	ふるさと水と土保全対策事業費	9,523
運用益（預金利息）	3,084	都市農村交流推進事業費	1,715
		平成 24 年度末残高	993,012

なお、基金を廃止した場合には、基金残高における国費相当分（30%）を国庫に返還するなどの措置を講ずる必要がある。

《意見》

超低金利時代においては、運用益によって事業費を捻出するという仕組みはもはや機能しておらず、基金元本の取り崩しが今後も継続することが見込まれる。このような現状を踏まえ、県財政の健全化に寄与するため、国との協議のうえ、県が基金造成した残額を一般財源化するなど、基金の有効活用を検討すべきと考える。

## 1 3 財産その他

### (1) 公有財産

#### ① 財産の登録区分（稲敷土地改良事務所）

稲敷市佐倉に所在する稲敷土地改良事務所の旧庁舎等は、平成 24 年度末現在の財産に関する調査において行政財産の中の公用財産として登録されている。

ここで公用財産とは、県において県の事務事業の用に供し、又は供するものと決定した財産をいう。稲敷土地改良事務所は平成 25 年 2 月に現在の稲敷市江戸崎に移転しており、移転後、旧庁舎等は未利用状態とのことである。

よって、稲敷土地改良事務所の旧庁舎等は、移転時に公用財産から普通財産への登録変更を行う必要があったと考えられる。

#### 【指摘】

稲敷土地改良事務所の旧庁舎等の登録区分を普通財産に変更する必要がある。

### (2) 備品

#### ① 備品の現物確認（県北農林事務所）

財務会計事務の手引(平成 25 年 4 月)第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－9 物品の管理等－(3) 備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定されている。

#### 【指摘】

県北農林事務所では、備品について年 2 回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。

#### ② 備品の現物確認（県南農林事務所）

財務会計事務の手引(平成 25 年 4 月)第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－9 物品の管理等－(3) 備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定されている。

#### 【指摘】

県南農林事務所では、備品について年 2 回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。

#### ③ 備品の保管場所の記載（県南農林事務所）

財務会計事務の手引(平成 25 年 4 月)第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－9 物品の管理等－(3) 備品の管理－アにおいて、「所属の物品出納職員は、備品について 1 品ごとに備品管理票及び備品現在高表に記録し管理しなければならない。ただし、当該年度に取得した備品を除き、備品管理票に代えて備品一覧表により管理することができる。」と規定されている。備品一覧表には備品の管理番号、品名、取得日、取得額、保管場所等が記載される。県南農林事務所で管理する備品の一部について、保管場所の記載に誤りがあった。

管理番号	品名	取得日	取得額	誤った 保管場所	正しい 保管場所
10-01-6005-C	ビデオデッキ	H21. 3. 31	164, 850 円	企画調整 部門事務室	所長室
02-03-6000-A	応接セット	H21. 3. 31	300, 000 円	所長室	企画調整 部門事務室
02-03-6001-A	応接セット	H21. 3. 31	294, 525 円	所長室	企画調整 部門事務室

**【指摘】**

備品の保管場所を移動した際には、適時に備品一覧表の保管場所を修正すべきである。

④ 備品の現物確認（県西農林事務所）

財務会計事務の手引(平成 25 年 4 月)第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－9 物品の管理等－(3) 備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定されている。

**【指摘】**

県西農林事務所では、備品について年 2 回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。

⑤ 備品の現物確認（境土地改良事務所）

財務会計事務の手引(平成 25 年 4 月)第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－9 物品の管理等－(3) 備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定されている。

**【指摘】**

境土地改良事務所では、備品について年 2 回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。

⑥ 使用不能資産の廃棄処理（農業大学校）

**【指摘】**

以下の機械器具は、東日本大震災によって、棚から落下して損壊したものであり、使用することができず、廃棄処理をすべきものであるが手続が未了である。

早急に廃棄処理をすべきである。

種別	機械器具名	構造の内容	取得年度	現在額	備考
試験及び測定機	原子吸光分光 光度計	ANA-180	昭和 53 年	1, 984, 870 円	専共用 127 号教室 (化学)

### (3) 入札委員会

#### ① 一般（指名）競争入札委員会の会議録（県西農林事務所）

県西農林事務所土地改良部門では、入札委員会（工事の一般競争入札及び業務委託の指名競争入札）が平成24年度には25回開催されている。また、工事の指名競争入札委員会が土地改良部門案件で4回、境土地改良事務所案件で5回開催されている。

工事の指名競争入札については、平成24年3月14日付け農政第790号により通知された入札委員会等に係る暫定措置により実施されているもので、県西農林事務所土地改良部門と県西農林事務所境土地改良事務所の建設工事等請負契約の指名競争入札に係る入札事務（入札委員会を含む）を、県西農林事務所企画調整部門総務課で暫定的に行っているものである。

入札委員会ごとには「一般（指名）競争入札委員会会議録」が以下のように作成されているが、入札委員会の議事に関する資料として残しているものは、この会議録のほか、一般競争入札参加資格要件決定伺（工事の指名競争入札の場合は、指名業者推薦伺、委託業務の場合は、委託業者推薦伺）や工事起工概要書、事業・地区位置図、設計図面などである。

「一般（指名）入札委員会会議録」には、会議名、日時、場所、出席委員、説明者、議題、審議の内容が記載されている。

一般（指名）競争入札委員会会議録	
会 議 名	県西農林事務所土地改良部門平成24年度第10回入札委員会
日 時	平成24年8月29日午後1時30分から午後2時45分まで
場 所	土地改良部門応接室
出席委員	〇〇会長、〇〇副会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員・・・（7名出席/定数10名）
説 明 者	土地改良部門工務課長
議 題	経営体育成基盤整備事業 黒子地区 第〇機場工事
配布資料名	一般競争入札参加資格伺及び事業内容説明資料
審議の内容	一般競争入札（総合評価） 別添の一般競争入札参加資格要件決定伺により、参加資格要件及び総合評価における評価点の算定方法について審議し、原案のとおり承認された。

#### 《意見》

##### 1) 入札委員会の議事の透明性の担保の必要性

一般競争入札委員会は入札可能業者の参加資格等を審議するものであり、結果として承認されたというだけの議事内容では、過去における入札談合等関与行為を踏まえた対応とは言い難い。

選定までの経緯を十分理解できる程度の（平成 24 年 4 月 1 日以降であれば、応札可能業者（原則 30 者以上）の選定根拠、その資格要件の十分性を確認できる書類と、委員の意見等会議録）会議録とそれに関する添付資料概要は一般競争入札委員会を行った証跡として残すべきである。

また、指名競争入札委員会は指名業者を選定する非常に重要な委員会である。一般競争入札委員会に関する上記の指摘と同様に選定までの経緯を十分理解できる程度の（平成 24 年 4 月 1 日以降であれば、土地改良部門工事であれば指名業者を 12 者、そのうち 4 者は管外から選定、土地改良部門工事以外であれば、指名業者 12 者等の明細、その資格要件の十分性を確認できる書類と、委員の意見等会議録）会議録とそれに関する添付資料概要は指名競争入札委員会を行った証跡として残すべきである。

《意見》

2) 入札委員会の運営のマニュアル化の必要性

入札委員会においては、委員に対して業者資格要件等が基準に準拠している旨を示せるようにチェックリスト等を活用すべきである。

② 一般（指名）競争入札委員会（工事の指名競争入札は県西農林事務所で委員会開催する）の会議録（境土地改良事務所）

境土地改良事務所では入札委員会は平成 24 年度には 32 回開催されている。

入札委員会ごとには「一般（指名）競争入札委員会会議録」が以下のように作成されているが、入札委員会の議事に関する資料として残しているものは、この会議録のほか、一般競争入札参加資格要件決定伺（委託業務の場合は、委託業者推薦伺）や工事起工概要書、事業・地区位置図、設計図面などである。

「一般（指名）入札委員会会議録」には、会議名、日時、場所、出席委員、説明者、議題、審議の内容が記載されている。

一般（指名）競争入札委員会会議録	
会 議 名	平成 24 年度第 31 回一般（指名）競争入札委員会
日 時	平成 25 年 1 月 23 日午前 9 時 50 分から午前 10 時 15 分まで
場 所	境土地改良事務所内会議室
出席委員	〇〇会長, 〇〇副会長, 〇〇委員, 〇〇委員, 〇〇委員
説 明 者	〇〇委員（工務課長）
議 題	①砂崎用排水機場下部工事・・・
配布資料名	一般競争入札業者選定審議資料及び事業内容説明資料

審議の内容	<p>選定理由</p> <p>①について, 比較的規模の大きい・・・・・・・・</p> <p>→審議の結果, 原案のとおり決定した。</p>
-------	--

《意見》

1) 入札委員会の議事の透明性の担保の必要性

一般競争入札委員会は入札可能業者の参加資格等を審議するものであり, 結果として承認されたというだけの議事内容では, 過去における入札談合等関与行為を踏まえた対応とは言い難い。

選定までの経緯を十分理解できる程度の(平成24年4月1日以降であれば, 応札可能業者(原則30者以上)の選定根拠, その資格要件の十分性を確認できる書類と, 委員の意見等会議録)会議録とそれに関する添付資料概要は一般競争入札委員会を行った証跡として残すべきである。

《意見》

2) 入札委員会の運営のマニュアル化の必要性

入札委員会においては委員に対して業者資格要件等については基準に準拠している旨を示せるようにチェックリスト等を活用すべきである。

### III 入札談合関係に関する意見

#### 1 入札談合等関与行為に関する改善措置と取組状況

入札談合等関与行為に関する調査を受けて、県が改善措置として取りまとめた入札談合等の防止対策と現在の取り組み状況は、以下のとおりである。

##### (1) 職員の法令遵守意識の徹底

###### ① 職員研修の充実

(方針)

職員の法令遵守に対する徹底した意識改革を行うため、自治研修所等における職員研修の拡充等を図る。

特に、建設工事の発注や入札契約の業務を担当する機関にあつては、一般職員のみならず、幹部職員に対しても、建設工事の入札契約に関する法令、入札談合等関与行為の事例等、職員の業務内容や職責に応じた研修、講習等をきめ細かく実施する。

(取組状況)

県は、公正取引委員会の改善措置要求等を受け、全職員に対し、法令等の遵守及び綱紀の保持を徹底するよう文書で要請した(平成23年8月5日)。

また、農林水産部及び土木部職員に対する綱紀粛正について、本庁各課及び出先機関の長に対し文書で要請するとともに、所長会議等を開催し職員に周知徹底を図った(平成23年8月4日、8日)。

平成23年8月末には、すべての農林事務所土地改良部門等の職員に対する入札談合等関与行為防止法に関する研修を実施した。

平成24年8月には「土木部・農林水産部発注担当者等コンプライアンス・マニュアル」を整備し、発注事務に係る関係法令等の遵守や綱紀保持に関する職員の意識の高揚を図っている。

《意見》

###### 1) コンプライアンス体制の整備

改善措置公表前後から、入札談合等関与行為の再発を防止するための取り組みとして、農林水産部における法令遵守関係の研修会を一定の頻度で開催していることは評価できる。

コンプライアンスは精神的な概念であり、一般に意識の醸成、定着のためには長期的かつ地道な努力が必要である。入札談合等関与行為を根絶し、失われた県民からの信頼を回復させるためには、計画的・継続的な取り組みが必要である。

そのためには、中長期的な視野に立ち、きめ細かな研修計画を立案し、コンプライアンスの意識を職員に対し定着させる必要がある。

また、県においては人事異動により担当職員が入れ替わることからコンプライアンス意識を醸成し、定着させていくためには、計画的かつ継続的に研修を実施していく必要がある。

なお、例えば、コンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員会を創設するなどして、研修方法・研修内容の検討を継続的に実施していくことも一案と考える。



《意見》

2) 研修の徹底

農林水産部においては、入札事務に関わる幹部職員や庶務担当者等を対象として法令遵守関係の各種研修会が開催されている。しかし、研修は任意参加であり、欠席者については法令遵守の周知徹底が図られない可能性がある。

研修の趣旨を明確にし、必修受講対象者を特定したうえで未受講者に対するフォローアップを実施すべきである。

《意見》

3) コンプライアンス・マニュアルの活用方法の検討

「土木部・農林水産部発注担当者等コンプライアンス・マニュアル」は、平成24年8月に整備した後、部内各課及び出先機関へ配布し、その活用について部長名で通知するとともに県の内部ネットワーク上に掲載している。

当該マニュアルを用いた研修は、平成24年の整備時に行われた説明会のほか、平成25年に実施された。

入札談合等関与行為の再発を防止するため、全職員に対し当該マニュアル内容の周知及び理解を徹底させることが必要である。そのため、当該マニュアルのさらなる活用方法を検討すべきである。例えば、全職員に対するマニュアルを用いた研修の実施や、マニュアル内容に関する定期的なメールマガジンの配信等が考えられる。なお、前述のコンプライアンス委員会によるマニュアル内容の継続的な検討が実施されることが望ましい。

② 公益通報制度の周知及び強化

公益通報制度は、外部の労働者及び内部の職員等からの公益通報について、所管課等への対応依頼、公益通報者への回答など適切な対応を行い、公益通報者保護法に基づく通報者の保護を図るとともに、事業者や県職員等の法令遵守意識を高めるなど、県民生活の安定及び県社会経済の健全な発展に資することを目的としている。

(方針)

平成18年度に設置された公益通報制度について、改めて職員に対し周知徹底を図るとともに、入札談合等関与行為等に係る情報が通報対象である旨を十分に認識させる。また、通報者が不利益を被ることのないよう、その保護に十分配慮していく。

さらに、通報しやすい環境の整備として、匿名による通報を認めることを検討する。

(取組状況)

平成24年度に、匿名による通報を認めた。

なお、県は、平成22年度から弁護士による公益通報の外部窓口を設置している。

本県における公益通報制度の運用状況（平成18年4月1日～平成25年3月31日）は、下表のとおりである。

年度	区分	件数（件）			内容等
		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数	
平成 24年度	一般通報	0	0	0	
	職員通報	0	0	0	
	合計	0	0	0	
23年度	一般通報	0	0	0	
	職員通報	0	0	0	
	合計	0	0	0	
22年度	一般通報	0	0	0	
	職員通報	0	0	0	
	合計	0	0	0	
21年度	一般通報	1	1	0	通報：食品衛生法違反 結果：事実なし
	職員通報	0	0	0	
	合計	1	1	0	
20年度	一般通報	0	0	0	
	職員通報	0	0	0	
	合計	0	0	0	
19年度	一般通報	0	0	0	
	職員通報	0	0	0	
	合計	0	0	0	
18年度	一般通報	0	0	0	
	職員通報	0	0	0	
	合計	0	0	0	

(県HPより作成)

#### 《意見》

本県における公益通報制度の通報事案は極めて少ない。外部窓口を設置したり匿名による通報を認めたりするなどの取り組みは評価できるものの、公益通報制度の周知が十分に及んでいない可能性があり、それでは制度としての実効性に欠ける。引き続き制度の周知及び強化に努める必要がある。

#### ③ 外部からの不当な働きかけへの対応

##### (方針)

建設工事の発注や入札契約業務等に関する職員への外部からの不当な働きかけや口利きに対しては、職員個人に任せるのではなく、組織として毅然とした対応をするため、職員が建設工事の発注や入札契約業務等に関して、外部からの不当な働きかけ等を受けた場合の対応として、内容の記録や上司への報告、公表するための手続を制定するとともに、職員に対し、手続の周知徹底

を図る。

また、外部との接触に際して、応対1人では行わない、オープンスペース等の定められた場所  
で対応するなどのルールを定める。

(取組状況)

県は、「茨城県の入札・契約等の業務に関する不当な働きかけについての対応要領」を定め、平  
成25年4月1日から施行している。

## (2) 入札・契約システムの見直し

### ① 一般競争入札の適用範囲の拡大

(方針)

全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針」(平成18年12月)等を踏まえ、建設工  
事に係る一般競争入札の適用範囲を、3千万円以上から1千万円以上に拡大する。

また、将来的な指名競争入札の廃止に向け、一般競争入札の適用範囲の更なる拡大に向け諸課  
題の検討等を行う。

(取組状況)

県は、平成24年6月から建設工事に係る一般競争入札の適用範囲を、従来の3千万円以上から  
1千万円以上に拡大した。

将来的な指名競争入札の廃止について県は引き続き今後の検討課題として認識している。

《意見》

業者選定の透明性向上を図るべく、官公需についての地域中小企業者の受注の確保にも配慮し  
つつ、引き続き指名競争入札の廃止に向けた検討を実施すべきである。

### ② 入札参加資格要件の適用範囲の見直し

#### 1) 一般競争入札における応札可能業者数

(方針)

建設工事の一般競争入札の応札可能業者数については、1億円以上が概ね30者以上、1億円未  
満が概ね20者以上であるが、一般競争入札の適用範囲の拡大に併せて、全ての一般競争入札にお  
いて、原則30者以上で実施する。

(取組状況)

県は、平成24年4月より全ての一般競争入札において、応札可能業者数を原則30者以上とし  
た。

#### 2) 地域要件について

(方針)

入札参加資格者の主たる営業所等の所在地をもとに規定している地域要件について、建設工事  
の発注金額に応じた広域化を図ることとし、発注金額2億円以上は、現行7ブロックを県内全域  
対象の1ブロックに、3千万円以上2億円未満は、現行、土木事務所は12ブロック、土地改良事

務所は8ブロックとしているものを、それぞれ7ブロック、5ブロックとする。

なお、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、1千万円以上3千万円未満についても広域化を図る。

(取組状況)

県は、平成24年6月からブロックの広域化を図っている。

#### 地域要件の広域化

発注金額	現行	見直し後			
		土木事務所等		土地改良部門等	
		境	境	境・県西	境・県西
2億円以上	県内7ブロック毎	1			
3千万円以上	原則事務所単位	7		5	
1千万円以上		12	7	8	5

※事務所数：土木事務所等は12、土地改良部門等は8

《意見》

境土地改良事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、1千万円以上3千万円未満についても当分の間広域化を図っているが、他の土地改良事務所等においても競争性を高めるべく、官公需について地域中小企業者の受注の確保にも配慮しつつ、地域要件の広域化の検討が望まれる。

#### 3) 指名競争入札における指名業者数

(方針)

指名競争入札の競争性の確保や入札談合等の防止を図るため、現行8者を12者に拡大する。

特に、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、12者のうち4者は管外の事業者とする。

(取組状況)

指名業者数の拡大は平成24年4月から実施しており、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門における管外事業者の指名は平成24年6月から実施している。

《意見》

境土地改良事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、当分の間管外の事業者を含めた指名業者数の拡大を図っており、他の土地改良事務所等においても競争性を高めるべく、官公需についての地域中小企業者の受注の確保にも配慮しつつ、管外の事業者も加える等の検討が望まれる。

### ③ 予定価格公表の取扱い

#### (方針)

予定価格の事前公表は、予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせる等の問題がある。一方、事後公表は、入札関係職員に対し入札前に予定価格を聞き出そうとする行為が行われるなど不祥事を生じやすくするという指摘もあることから、公表の時期について検討を行い、適切な対応を図っていく。

#### (取組状況)

予定価格の事前公表、事後公表の取扱いについて、県は、両者のメリット・デメリットを勘案し検討したうえで方針を決定することとしている。

なお、各都道府県の予定価格の公表時期は、下表のとおりである（国土交通省、総務省、財務省による「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」（平成25年9月10日））。

都道府県	全案件 事前公表	全案件 事後公表	原則事前公表、一 部案件で事後公 表を試行	案件により事後 公表及び事前公 表を併用
北海道		○		
青森県	○			
岩手県	○			
宮城県	○			
秋田県			○	
山形県			○	
福島県		○		
茨城県	○			
栃木県			○	
群馬県		○		
埼玉県				○
千葉県			○	
東京都	○			
神奈川県		○		
新潟県		○		
山梨県				○
長野県		○		
富山県				○
石川県	○			
岐阜県			○	
静岡県		○		
愛知県	○			
三重県	○			

都道府県	全案件 事前公表	全案件 事後公表	原則事前公表, 一 部案件で事後公 表を試行	案件により事後 公表及び事前公 表を併用
福井県	○			
滋賀県		○		
京都府			○	
大阪府			○	
兵庫県		○		
奈良県	○			
和歌山県				○
鳥取県			○	
島根県	○			
岡山県		○		
広島県	○			
山口県			○	
徳島県				○
香川県	○			
愛媛県	○			
高知県			○	
福岡県	○			
佐賀県		○		
長崎県		○		
熊本県	○			
大分県	○			
宮崎県		○		
鹿児島県				○
沖縄県		○		

国土交通省, 総務省, 財務省による「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」(平成 25 年 9 月 10 日) 中の「3. 各都道府県の入札契約制度の現状」の落札率を利用して, 上記の予定価格を公表時期ごとに分類し, 平均落札率を算定すると以下のとおりとなる。

(単位: %)

都道府県	全案件 事前公表	全案件 事後公表	原則事前公表, 一 部案件で事後公 表を試行	案件により事後 公表及び事前公 表を併用
北海道		93.1		
青森県	91.9			
岩手県	87.8			

都道府県	全案件 事前公表	全案件 事後公表	原則事前公表, 一 部案件で事後公 表を試行	案件により事後 公表及び事前公 表を併用
宮城県	92.5			
秋田県			90.1	
山形県			92.4	
福島県		94.2		
茨城県	93.6			
栃木県			93.3	
群馬県		94.1		
埼玉県				86.4
千葉県			93.2	
東京都	89.1			
神奈川県		87.9		
新潟県		94.6		
山梨県				93.6
長野県		89.0		
富山県				93.2
石川県	91.1			
岐阜県			92.4	
静岡県		91.7		
愛知県	91.5			
三重県	86.6			
福井県	90.3			
滋賀県		85.0		
京都府			84.3	
大阪府			80.4	
兵庫県		87.1		
奈良県	84.4			
和歌山県				88.2
鳥取県			91.9	
島根県	91.9			
岡山県		89.8		
広島県	85.7			
山口県			86.4	
徳島県				88.9
香川県	92.0			

都道府県	全案件 事前公表	全案件 事後公表	原則事前公表,一 部案件で事後公 表を試行	案件により事後 公表及び事前公 表を併用
愛媛県	91.1			
高知県			91.3	
福岡県	90.5			
佐賀県		92.2		
長崎県		92.0		
熊本県	93.9			
大分県	91.6			
宮崎県		90.7		
鹿児島県				91.2
沖縄県		93.3		
平均落札率	90.32	91.05	89.57	90.25

各都道府県の落札率は、「落札価格総合計」÷「予定価格総合計」として算定されている。

茨城県の平成23年度落札率は93.6%であり、47都道府県中低い方から42番目、高い方から6番目の位置にある。上表によると、「原則事前公表,一部案件で事後公表を試行」型の平均落札率が89.57%と最も低く、続いて「案件により事後公表及び事前公表を併用」型の90.25%が低い落札率となっている。

#### ④ ダンピング対策の充実

(方針)

ダンピングによる受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等に繋がるおそれがあることから、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に運用するとともに、適宜、必要な見直しを実施する。

(取組状況)

県は、平成23年10月1日及び平成25年6月1日に低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、調査基準価格及び最低制限価格を引き上げた。

#### ⑤ ペナルティの強化

(方針)

入札談合等不正行為の再発防止の徹底を図る観点から、入札談合等による指名停止期間満了後における再犯事業者に対するペナルティの強化として、指名停止の再犯加重期間の現行3ヶ年以内の基準を長期化する。

(取組状況)

県は、指名停止の再犯加重期間の長期化(10年以内)を平成24年4月から実施している。



## ⑥ 電子入札の適用範囲の拡大

(方針)

電子入札は、入札参加者が顔を合わせることがなく、他の入札参加者を事前に把握することが困難なことなど、入札談合等の不正行為の防止に一定の効果があることから。電子入札の適用範囲の拡大を図る。

(取組状況)

農林水産部は、平成 23 年度から産地振興課を除く契約（随意契約を除く。）について電子入札の適用範囲を従来の 1 千万円以上から 250 万円以上に拡大している。

## ⑦ 入札委員会の構成員の見直し

(方針)

指名競争入札における業者選定等を審議する入札委員会について、今回の事案を踏まえ、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、当該事務所の業務に直接関与していない職員を加えるなどの見直しを図る。

(取組状況)

県は、平成 24 年 4 月から実施している。

## ⑧ 入札監視委員会の機能強化

(方針)

入札・契約の過程や契約内容の透明性の確保、事後チェック機能の強化等を図る観点から、入札監視委員会において、落札率や指名業者数などの統計データも審議するなど審議方法の見直し、審議件数や委員の拡充を図る。

また、入札・契約システムの改善について、実施状況のチェックや進行管理を当該委員会で実施する。

なお、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門が発注する建設工事については、当分の間、必ず審議対象としていく。

(取組状況)

県は、平成 24 年 4 月から検討を開始している。

※入札監視委員会（構成員：学識経験者等 7 名）建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について透明性を高めるとともに公正な競争を促進するための事項の審議を実施。（審議内容等：年 3 回開催）

- ・建設工事の入札・契約手続の運用状況等に関する審議
- ・建設工事の入札・契約の過程に係る再苦情、工事成績評定結果に係る再説明請求に関する審議

## ⑨ 公正入札調査委員会の体制の見直し

(方針)

入札談合等に関する情報等の調査審議過程の透明性を高めるとともに、チェック体制の強化を図る観点から、外部委員の導入を実施する。

(取組状況)

県は、平成24年4月から実施している。

※公正入札調査委員会（各部に設置）建設工事等について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合に、調査審議を実施。

（調査審議事項）

- ・公正取引委員会への通報,事情聴取の実施,入札の延期,その他入札談合に関する情報があった場合の対応
- ・入札の公正な執行を妨げる場合の対応

### (3) 職員の管理・監督の強化

#### ① 懲戒処分基準の制定

(方針)

今回のような入札談合等関与行為が二度と生じないようにするため、建設工事の発注や入札契約事務等に関し法令違反行為を行った職員に対しては、懲戒処分によって厳正に対処することとし、早急にその基準を制定し公表する。

(取組状況)

県は、平成23年度に懲戒処分基準を制定し公表した。

#### ② 工事発注機関における適正な人事管理の徹底

(方針)

建設工事の発注や入札契約業務を担当する職員と特定の事業者等との癒着等を未然に防止するため、入札における条件設定や業者選定等の業務に従事する職員については、引き続き、人事配置の適正化を徹底していく。

(取組状況)

県は、継続実施の予定である。

《意見》

特に入札における条件設定や業者選定等の業務に従事する職員のローテーション（異動）は必要であるが、ローテーション年数等は規定されていない。癒着の未然防止と円滑な業務遂行を図るために、人事課と連携して計画的なローテーションを実施すべきである。

### (4) 建設業界への要請

(方針)

建設関係団体や建設業者に対し、入札談合の根絶を図るため、法令遵守意識の徹底と企業倫理の確立について、強い決意を持って取り組むよう継続して要請する。

(取組状況)

県は、県建設業協会への改善要請を平成 23 年度及び 24 年度に実施した。

また、建設業者を対象とした「建設業経営者研修会」において法令遵守の改善要請を平成 23 年度及び 24 年度に実施した（平成 24 年 6 月は県内 5 会場で実施（参加者約 2,700 人））。

《意見》

建設業界への要請は、不断の取り組みが必要である。例えば、「建設業経営者研修会」は、毎年実施されており、研修会の中で入札談合の根絶やコンプライアンス意識の定着のための研修項目も継続的に取り上げることが望ましい。

#### IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘又は意見

今年度の監査テーマに関連する事項が包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 14 年度	農林水産部の補助金について
平成 18 年度	平成 17 年度の委託料について
平成 19 年度	試験研究機関の財務事務及び経営管理について

各監査テーマの農林水産部に係る監査結果に対する措置状況については地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき監査委員より次のとおり公表されている。

年度	テーマ	措置状況公表日
平成 14 年度	農林水産部の補助金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年 6 月23日 県報により公表</li> <li>平成16年 6 月28日 県報により公表</li> </ul>
平成 18 年度	平成 17 年度の委託料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年 7 月12日 県報により公表</li> </ul>
平成 19 年度	試験研究機関の財務事務及び経営管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年 7 月10日 県報により公表</li> <li>平成21年10月15日 県報により公表</li> </ul>

今回の監査手続として、全ての指摘事項について現在の所管課に対するヒアリング及び必要に応じて資料の入手を行い、措置内容の適否について検討した。

検討の結果、過去の包括外部監査の指摘に対して、下記の事項を除き、現在までに措置されていない事項はない。

監査テーマ (措置公表日)	過去の包括外部監査における指摘事項の概要	公表されている措置等の内容	監査の結果
農林水産部の補助金について (平成 15 年 6 月 23 日)	〔茨城県農業会議補助金〕 複式簿記記帳・青色申告推進を農業者等に指導しているにもかかわらず、貸借対照表を作成していない。作成するよう指導すべきである。	茨城県農業会議に対し、平成14年度決算から貸借対照表を作成するよう、速やかに指導した。	【指摘】 茨城県農業会議は現在も貸借対照表を作成していない。県によれば、茨城県農業会議に対して指導をしたが、貸借対照表を作成していない。引き続き指導の上、貸借対照表を作成させるべきである。
	〔経営構造対策事業費補助金〕 有限会社Sは、実績報告前に、消費税課税事	有限会社Sは、平成15年 5 月26日に消費税申告を行ったので、補助事業者であ	有限会社S社から消費税相当額が返還された。 《意見》 間接補助事業の場合には、消費税課税

監査テーマ (措置公表日)	過去の包括外部監査における指摘事項の概要	公表されている措置等の内容	監査の結果
	<p>業者選択届出書を税務署に提出していたが、実績報告時に消費税相当額を減額していなかった。実績報告時に消費税相当額を減額するよう指導すべきである。</p>	<p>るM市を通じ、仕入税額控除相当額の返還手続きを進める。</p>	<p>事業者であるか否かについて県には書類の提出を求めてはならず、県は、市町村での把握状況に依拠しているのが実情である。また、県は、確認検査の際に消費税課税事業者であるか否かについて必ずしも確認している訳ではない。</p> <p>県は、消費税の取扱いに関して市町村による検査の対象とするよう市町村を指導することが望まれる。</p>
<p>試験研究機関の財務事務及び経営管理について (平成20年7月10日)</p>	<p>〔公有財産の実地棚卸しについて〕</p> <p>取扱状況調査において、台帳と現物の突合の徹底を図る必要がある。</p>	<p>〔農業研究所, 生物工学研究所, 園芸研究所, 山間地帯特産指導所, 鹿島地帯特産指導所, 畜産センター, 肉用牛研究所, 養豚研究所, 養鶏研究室(現 畜産センター), 林業技術センター, 水産試験場, 内水面水産試験場(現 水産試験場)〕</p> <p>年度末の定期報告に合わせ, 公有財産台帳との照合を実施し, 適正に管理することとした。</p>	<p><b>【指摘】</b></p> <p>試験研究機関の所管課によれば, 公有財産台帳と現物の照合が実施されているとのことだが, その証跡が残されていない。公有財産台帳と現物の照合を実施した証跡を残すべきである。</p> <p>なお, 各試験研究機関の照合の状況は以下のとおりである。</p> <p>〔農業研究所, 生物工学研究所, 園芸研究所, 山間地帯特産指導所, 鹿島地帯特産指導所(農業経営課所管)〕</p> <p>3月末と9月末現在の照合を実施している。</p> <p>〔畜産センター, 肉用牛研究所, 養豚研究所(畜産課所管)〕</p> <p>年1回の照合を実施している。</p> <p>〔林業技術センター(林政課所管)〕</p> <p>3月末と9月末現在の照合を実施している。</p> <p>〔水産試験場(漁政課所管)〕</p> <p>3月末と9月末現在の照合を実施している。</p>

監査テーマ（措置公表日）	過去の包括外部監査における指摘事項の概要	公表されている措置等の内容	監査の結果
	<p>備品の取得状況, 状態, 転用可能性のチェック体制を整備し, 実地棚卸を厳格に行うべき。使用見込みのないものは外部への売却, 使用不能品は一括廃棄する方法を検討すべき。</p>	<p>〔農業研究所, 生物工学研究所, 園芸研究所, 山間地帯特産指導所, 鹿島地帯特産指導所, 畜産センター, 肉用牛研究所, 養豚研究所, 養鶏研究室, 林業技術センター, 水産試験場, 内水面水産試験場〕</p> <p>全ての備品について年1回, 使用状況を含め現況確認を徹底し, 不要なものについては順次処分することとした。</p>	<p>試験研究機関の所管課によれば, 全ての備品について年1回, 使用状況を含め現況確認を実施し, 不要なものについては順次処分することである。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>下記のように現物確認を実施した証跡が残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべきである。</p> <p>なお, 各試験研究機関の現物確認の状況は以下のとおりである。</p> <p>〔農業研究所, 生物工学研究所, 園芸研究所, 山間地帯特産指導所, 鹿島地帯特産指導所（農業経営課所管）〕</p> <p>重要物品とその他の物品について台帳と現物を年1回照合しているが, 時期は決めていない。また, 現物確認は, 物品使用者自らが実施しており, 現物確認の証跡が残されていない。</p> <p>〔畜産センター, 肉用牛研究所, 養豚研究所（畜産課所管）〕</p> <p>重要物品とその他の物品について3月に（年1回）台帳と現物を照合している。現物確認の方法を定めた規程は整備されていない。また, 現物確認は, 物品使用者自らが実施しており, 現物確認の証跡が残されていない。</p> <p>〔林業技術センター（林政課所管）〕</p> <p>重要物品とその他の物品について3月に台帳と現物を照合している（年1回）。現物照合の方法を定めた規程は整備されていない。また, 現物確認は, 物品使用者自らが実施しており, 現物確認の</p>

監査テ ーマ (措 置公表日)	過去の包括外部監査に おける指摘事項の概要	公表されている措置 等の内容	監査の結果
			<p>証跡が残されていない。</p> <p>〔水産試験場（漁政課所管）〕</p> <p>重要物品とその他の物品について8月に（年1回）台帳と現物を照合している。現物照合の方法を定めた規程は整備されていないが、場内の各部等に対する備品現物確認の依頼書の中で確認の方法が記載されている。</p> <p>現物確認は、物品使用者自らが実施している。</p>
	<p>〔試験研究機器の稼働状況について〕</p> <p>稼働日数、稼働時間数、研究対象の数に関する記録を継続的かつ正確に残しておくべき。</p>	<p>〔農業研究所，生物工学研究所，園芸研究所，山間地帯特産指導所，鹿島地帯特産指導所，畜産センター，肉用牛研究所，養豚研究所，養鶏研究室，林業技術センター，水産試験場，内水面水産試験場〕</p> <p>対象となる備品の範囲と記録記載事項等を定め，試験研究機器の稼働状況に関する記録簿を作成することとした。</p>	<p><b>【指摘】</b></p> <p>一部の試験研究機関（畜産センター，肉用牛研究所，養豚研究所（畜産課所管））においては，試験研究機器の範囲及び記録簿の様式について文書では定められていない。範囲及び様式を文書で定めておかなければ担当者によって記録対象機器の範囲及び記録方法にばらつきが生じる可能性がある。試験研究機器の範囲及び記録簿の様式について文書で定める必要がある。</p> <p>なお，各試験研究機関の対応状況は以下のとおりである。</p> <p>〔農業研究所，生物工学研究所，園芸研究所，山間地帯特産指導所，鹿島地帯特産指導所（農業経営課所管）〕</p> <p>試験研究機器管理内部規則を定め，記録簿を作成している。</p> <p>〔畜産センター，肉用牛研究所，養豚研究所（畜産課所管）〕</p> <p>稼働状況を記録する試験研究機器の</p>

監査テーマ（措置公表日）	過去の包括外部監査における指摘事項の概要	公表されている措置等の内容	監査の結果
			<p>               範囲を、重要備品のうち主に分析等に用いる備品としたうえで、期日、使用者、使用内容について記録している。ただし、試験研究機器の範囲及び記録簿の様式について文書では定められていない。             </p> <p>               [林業技術センター（林政課所管）]                試験研究機器管理内部規則を定め、記録簿を作成している。             </p> <p>               [水産試験場（漁政課所管）]                試験研究機器管理内部規則を定め、記録簿を作成している。             </p>



第5章 監査結果等項目別一覧表

「第4章 包括外部監査の指摘又は意見 II 各課及び各出先機関に関する指摘又は意見」を一覧表にすると以下のとおりとなる。

	各課及び各出先機関に関する指摘又は意見																																		
	一般競争入札の地域要件	未利用の財産	交付金のプール	計画書及び実績報告書における金額の一括記載	経費実績の記載方法	確認検査	指名競争入札の妥当性	適時適切な入札結果報告の受領	落札率の算定方法	指名業者の数	確認調書の記載	備品の現物確認	実施内容の詳細が不明な再委託費	労働保険制度への加入義務	社会保険制度への加入義務	新商品開発の事後確認	実行困難な実施要領の規定	当初予定していない事業内容に対する支出	オーバーナイト借入を伴う貸付金等	計画と中間実績との乖離	要貸付額の検討	復興特別所得税の源泉徴収漏れ	茨城県農協経営刷新貸付の回収	貸付資金の使用状況の証拠の確認	成果としての技術開発成績書の公開	建物登記の必要性	普通財産の処分	保全管理協定の締結・履行状況の確認	実績報告書の不備	消費税法上の課税事業者であるか否かの確認					
農業政策課	88	89																																	
本庁	意	意2																																	
産地振興課			90	90	95	97	97	98	98	99	100	100																							
本庁			指				指	指	指	意		指																							
県北農林事務所				指	意	意																													
県央農林事務所				指	意	意																													
鹿行農林事務所				指	意	意						意																							
県南農林事務所				指	意	意																													
県西農林事務所				指	意	意						指																							
販売流通課												101	102	102	103	103	102	103	104																
本庁												指	指	指2	指2	意	指	意																	
畜産課		107																		105	106	106	106												
本庁		意																		意	意	意	指												
農業経営課		110										109											108	109	109	110	110								
本庁		意										指											意	意	意	指	意								
林政課																												111	112	113	115				
本庁																																指意			
県北農林事務所																																意			
県央農林事務所																																指			
県南農林事務所																																指			
林業課																																			
本庁																																			
県北農林事務所																																			
県央農林事務所																																			
県南農林事務所																																			
漁政課																																			
本庁																																			
農村計画課																																			
県北農林事務所																																			
農地整備課																																			
本庁																																			
県南農林事務所																																			
稲敷土地改良事務所																																			
境土地改良事務所																																			
農村環境課						136																													
本庁																																			
県北農林事務所																																			
県央農林事務所																																			
県西農林事務所																																			
財産その他												139	140																						
県北農林事務所												指																							
県南農林事務所												指																							
県西農林事務所												指																							
稲敷土地改良事務所												指																							
境土地改良事務所												指																							
農業大学校																																			
指摘合計	0	0	1	5	0	0	1	1	1	0	1	6	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1		
意見合計	1	4	0	0	5	6	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	0	1	1	1	0	1	2	0	1	1	1			

(注) 背景がグレーで色付けされた表中の数値は、指摘又は意見の記載ページを示している。



上表には、「第4章 包括外部監査の指摘又は意見」のうち「I 全般的事項に関する指摘又は意見」、「III 入札談合関係に関する意見」及び「IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘又は意見」については含めていない。

上表を含めた指摘・意見の合計件数等は以下のとおりである。

	指摘合計	意見合計	記載ページ
第4章 I 全般的事項に関する指摘又は意見	1	15	75ページ
第4章 II 各課及び各出先機関に関する指摘又は意見	47	47	上表のとおり
第4章 III 入札談合関係に関する意見	—	9	144ページ
第4章 IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘又は意見	4	1	156ページ
合計	52	72	

## 第6章 監査対象事業の概要

### I 農業政策課

該当する事業はない。

II 産地振興課

1 原種苗センター運営費

(1) 事業の概要

事業名	原種苗センター運営費		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 国補 <input checked="" type="checkbox"/> 県単		
事業主体	茨城県, (公社) 茨城県穀物改良協会		
根拠法令(法律・条令・要綱・要領)	主要農作物種子法		
根拠規程・要綱	—		
事業開始年度	平成8年度		
事業概要	<p>1 事業の目的</p> <p>主要農作物種子法に基づく稲, 麦類及び大豆の原種生産委託及び優良種子の安定的生産供給を支援する。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 運営指導費 原種苗センターの運営指導等を行うための県事務費</p> <p>(2) 原種生産等業務委託 主要農作物(稲, 麦類及び大豆)の種子生産を行うために必要な原種の生産について, 施設の運営管理を含めた委託</p> <p>(3) 茨城県穀物改良協会運営費補助</p> <p>①主要農作物種子専門職員設置事業費補助 主要農作物種子について専門知識を有する指導者を雇用は配置するための経費 (補助率: 設置に要する経費の1/3以内)</p> <p>②原種生産業務等指導事業費補助 穀物改良協会の円滑な運営に資するために専門的知識を有する「専務理事」を設置するための経費 (補助率: 定額)</p>		
事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	85,560千円	79,432千円	80,980千円
事業費の負担区分	国	県	地元
	%	100%	%

(2) 平成 24 年度の歳入歳出の内訳

(単位：千円)

歳出		歳入	
13節 委託料	72,894	7節 負担金等	
15節 工事請負費		8節 手数料等	
19節 補助金等	8,086	9節 国庫支出金	
21節 貸付金		15節 県債	
その他		その他	15,610
		一般財源を投入	65,370
	80,980		80,980

(3) 平成 24 年度の執行機関別の歳出の内訳

(単位：千円)

本庁	80,980	高萩土地改良事務所	
県北農林事務所		稲敷土地改良事務所	
県央農林事務所		境 土地改良事務所	
鹿行農林事務所		農業大学校	
県南農林事務所		茨城港湾事務所	
県西農林事務所		その他	
			80,980

(4) 補助金の状況

補助金の名称	茨城県穀物改良協会運営費補助 (主要農作物種子専門職員設置事業, 原種生産業務等指導事業)			
補助金の目的・趣旨	主要農作物の優良種子の安定供給並びに主要農作物の品質向上を図り, 本県農業の振興に資するため, 主要農作物種子について専門知識を有する指導者を雇用は配置するための経費や, 上記事業を行う茨城県穀物改良協会の円滑な運営に資するために専門的知識を有する「専務理事」を設置するための経費を補助する。			
根拠法令等(法律・条例・要綱・要領)	茨城県穀物改良協会運営費補助金交付要項			
補助金の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助		<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助	
	<input checked="" type="checkbox"/> 団体の運営費補助		<input type="checkbox"/> 施設の運営費補助	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
補助金の期間	開始年度	平成8年度		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 有(有の場合は終了事業年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
補助金の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一定の率	一定の率(専門職員の設置に要する経費の1/3以内)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 一定の額	一定の額(専務理事の設置に要する経費のうち定額)		
	<input type="checkbox"/> その他	その他( )		
補助金の推移 (補助金交付額=県) (国+県+市+その他+自己負担=対象事業費) (補助割合=補助金交付額÷対象事業費)		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	補助金交付額	8,055千円	8,069千円	8,086千円
	(財源内訳)			
	国	千円	千円	千円
	県	8,055千円	8,069千円	8,086千円
	市	千円	千円	千円
	その他	千円	千円	千円
	自己負担	2,459千円	2,479千円	2,492千円
	対象事業費	10,514千円	10,548千円	10,578千円
補助割合	76.6%	76.5%	76.4%	
補助金の交付先	(公社) 茨城県穀物改良協会			

## 2 花き優良種苗導入資金

### (1) 事業の概要

事業名	花き優良種苗導入資金		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 国補 <span style="float: right;"><input checked="" type="checkbox"/> 県単</span>		
事業主体	市町村		
根拠法令	—		
根拠規程・要綱	茨城県興農資金融資要綱 平成24年度農業振興資金融資要領		
事業開始年度	昭和54年度		
事業概要	<p>1 事業の内容 花きは野菜類に比べ、種苗購入に要する経費が大きく、播種期に多くの資金を要することから、短期間（年度内）の低金利融資を行う。</p> <p>2 資金の用途 市町村を通じて花き生産組合に貸付けは、種苗の共同購入を行う。</p> <p>3 貸付条件</p> <p>(1) 融資限度額 共同購入見込み金額の80%以内</p> <p>(2) 利率 基準割引率および基準貸付利率+0.5% ※平成24年度 0.3%+0.5%=0.8%</p> <p>(3) 償還期限 年度内</p>		
事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	63,000千円	54,000千円	54,000千円
事業費の負担区分	国	県	地元
	0%	100%	0%



(2) 平成24年度の歳入歳出の内訳

(単位：千円)

歳出		歳入	
13節 委託料		7節 負担金等	
15節 工事請負費		8節 手数料等	
19節 補助金等		9節 国庫支出金	
21節 貸付金	54,000	15節 県債	
		その他	54,252
		一般財源に充当	△252
	54,000		54,000

(3) 平成24年度の執行機関別の歳出の内訳

(単位：千円)

本庁	54,000	高萩土地改良事務所	
県北農林事務所		稲敷土地改良事務所	
県央農林事務所		境土地改良事務所	
鹿行農林事務所		農業大学校	
県南農林事務所		茨城港湾事務所	
県西農林事務所		その他	
			54,000

(4) 貸付金の状況

貸付金の名称	花き優良種苗導入資金	
貸付金の目的・趣旨	種苗購入の共同購入のための運転資金を貸付けすることで、生産コストの低減を図り、安定した花き生産に寄与する。	
根拠法令等(法律・条例・要綱・要領)	茨城県興農資金融資要綱 平成24年度農業振興資金融資要領	
貸付方式	<input checked="" type="checkbox"/> 直接貸付方式	<input type="checkbox"/> 預託金方式
制度融資	<input type="checkbox"/> 制度融資	<input checked="" type="checkbox"/> 制度融資以外
保証人の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
利息の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
貸付期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度	<input type="checkbox"/> その他 ( 年)
利率(年)	0.80%	

貸付金の推移		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	予算額	63,000千円	54,000千円	54,000千円
	当年度貸付金額	63,000千円	54,000千円	54,000千円
	当年度貸付件数	4件	4件	4件
	回収すべき金額 (当年度分) (A)	63,000千円	54,000千円	54,000千円
	回収済み金額 (当年度分) (B)	63,000千円	54,000千円	54,000千円
	回収すべき金額 (過年度分) (C)	0千円	0千円	0千円
	回収済み金額 (過年度分) (D)	0千円	0千円	0千円
	回収率 (= (B + D) ÷ (A + C))	0%	0%	0%
	貸付残高総額 (Z)	0千円	0千円	0千円
	貸付件数	4件	4件	4件
	延滞債権額 (X)	0千円	0千円	千円
	延滞債権率 (= X ÷ Z)	0%	0%	0%
	不納欠損額	0千円	0千円	0千円
	不納欠損件数	0件	0件	0件
	免除額	0千円	0千円	0千円
	免除件数	0件	0件	0件
貸付先 (最終借主)	八郷花き生産者組合, 八郷バラ生産組合, 土浦農業共同組合, 花き部会下大津支部, 龍ヶ崎花弄組合利根支部			

### 3 たばこ作改善資金

#### (1) 事業の概要

事業名	たばこ作改善資金		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 国補 <span style="float: right;"><input checked="" type="checkbox"/> 県単</span>		
事業主体	茨城県たばこ耕作組合		
根拠法令(法律・条令・要綱・要領)	—		
根拠規程・要綱	茨城県興農資金融資要綱 平成24年度農業振興資金融資要領		
事業開始年度	昭和54年度		
事業概要	<p>1 事業の内容 葉たばこの生産振興を図るため、茨城県たばこ耕作組合に短期間(年度内)の低金利融資を行う。</p> <p>2 資金の用途 茨城県たばこ耕作組合が育苗に必要なビニールシート, 生分解性マルチ及びビニールハウス並びに土壌消毒用農薬など生産に関する資材等の共同購入を行う。</p> <p>3 貸付条件</p> <p>(1) 融資限度額 共同購入見込み金額の80%以内</p> <p>(2) 利率 基準割引率および基準貸付利率+0.5% ※平成24年度 0.3%+0.5%=0.8%</p> <p>(3) 償還期限 年度内</p>		
事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	50,000千円	50,000千円	50,000千円
事業費の負担区分	国	県	地元
	0%	100%	0%

(2) 平成24年度の歳入歳出の内訳

(単位：千円)

歳出		歳入	
13節 委託料		7節 負担金等	
15節 工事請負費		8節 手数料等	
19節 補助金等		9節 国庫支出金	
21節 貸付金	50,000	15節 県債	
その他		その他	50,156
		一般財源に充当	△156
	50,000		50,000

(3) 平成24年度の執行機関別の歳出の内訳

(単位：千円)

本庁	50,000	高萩土地改良事務所	
県北農林事務所		稲敷土地改良事務所	
県央農林事務所		境土地改良事務所	
鹿行農林事務所		農業大学校	
県南農林事務所		茨城港湾事務所	
県西農林事務所		その他	
			50,000

(4) 貸付金の状況

貸付金の名称	たばこ作改善資金	
貸付金の目的・趣旨	農薬・資材等の共同購入のための運転資金を貸付けすることで、生産コストの低減を図り、安定した葉たばこ生産に寄与する。	
根拠法令等(法律・条例・要綱・要領)	茨城県興農資金融資要綱 平成24年度農業振興資金融資要領	
貸付方式	<input checked="" type="checkbox"/> 直接貸付方式	<input type="checkbox"/> 預託金方式
制度融資	<input type="checkbox"/> 制度融資	<input checked="" type="checkbox"/> 制度融資以外
保証人の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
利息の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
貸付期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度	<input type="checkbox"/> その他 ( 年)
利率(年)	0.80%	

貸付金の推移		平成22年度	平成23年度	平成24年度
予算額		50,000千円	50,000千円	50,000千円
当年度貸付金額		50,000千円	50,000千円	50,000千円
当年度貸付件数		1件	1件	1件
回収すべき金額 (当年度分) (A)		50,000千円	50,000千円	50,000千円
回収済み金額 (当年度分) (B)		50,000千円	50,000千円	50,000千円
回収すべき金額 (過年度分) (C)		0千円	0千円	0千円
回収済み金額 (過年度分) (D)		0千円	0千円	0千円
回収率 (= (B + D) ÷ (A + C))		100%	100%	100%
貸付残高総額 (Z)		0千円	0千円	0千円
貸付件数		1件	1件	1件
延滞債権額 (X)		0千円	0千円	0千円
延滞債権率 (= X ÷ Z)		0%	0%	0%
不納欠損額		0千円	0千円	0千円
不納欠損件数		0件	0件	0件
免除額		0千円	0千円	0千円
免除件数		0件	0件	0件
貸付先 (最終借主)	茨城県たばこ耕作組合			

#### 4 指定・特定野菜価格安定供給事業費補助

##### (1) 事業の概要

事業名	指定・特定野菜価格安定供給事業費補助
事業の種類	<input type="checkbox"/> 国補 <input checked="" type="checkbox"/> 県単
事業主体	(独) 農畜産業振興機構, (公社) 園芸いばらき振興協会
根拠法令	野菜生産出荷安定法
根拠規程・要綱	野菜価格安定対策費補助金交付要綱 茨城県野菜価格安定対策事業費補助金交付要項
事業開始年度	昭和41年度
事業概要	<p>1 指定・特定野菜価格安定供給事業費補助</p> <p>&lt;指定野菜価格安定対策&gt;※平成22年度から資金造成に債務負担行為を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定野菜及び契約野菜（指定野菜）に係る事業</li> <li>・事業主体：（独）農畜産業振興機構</li> <li>・負担割合：（一般野菜, 調整野菜）国 3 / 5, 県 1 / 5, 生産者 1 / 5 （重要野菜）国 65%, 県 17.5%, 生産者 17.5%</li> <li>・対象野菜：（一般野菜）きゅうり, トマト, ばれいしょ, なす, ねぎ, ピーマン, ほうれんそう, さといも(8品目) （調整野菜）春・夏だいこん, 春・夏はくさい, にんじん, レタス(4品目) （重要野菜）たまねぎ, だいこん, 秋冬はくさい, 秋冬だいこん(4品目)</li> </ul> <p>&lt;特定野菜価格安定対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定（指定野菜・特定野菜）及び契約特定（指定野菜・特定野菜）に係る事業</li> <li>・事業主体：（公社）園芸いばらき振興協会</li> <li>・負担割合：（特定野菜）国 1 / 3, 県 1 / 3, 生産者 1 / 3 ※ブロッコリー・かぼちゃ・スイートコーンの3品は, (国) 1 / 2 (県) 1 / 4 (生産者) 1 / 4 （指定野菜）国 1 / 2, 県 1 / 4, 生産者 1 / 4</li> <li>・対象野菜：（特定野菜）かんしょ, れんこん, スイートコーンなど 29 品目 （指定野菜）ピーマン, キャベツ, なすなど 14 品目</li> </ul> <p>2 県単野菜価格安定供給事業費補助</p> <p>※22年度から単年度補助方式とする。（県の資金造成なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定野菜・特定野菜に係る産地をめざす事業</li> <li>・事業主体：（公社）園芸いばらき振興協会</li> </ul>